

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
1	募集要項	1	第1				本募集要項は、公募型プロポーザル方式により選定するとありますが、本件は、地方自治法234条、公共工事の品質確保の促進に関する法律第14条および国土交通省「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」に基づく、競争参加者の設定方法としての「一般競争入札」で、落札者の選定の基準に関する方式としての「総合評価落札方式」との位置づけにあたるの理解してよろしいでしょうか。	本事業の事業者選定方式は、「総合評価落札方式」ではなく、「公募型プロポーザル方式」です。
2	募集要項	1	第1				「募集要項等に記載が無い事項については、募集要項に先行して局が公表した書類によるものとする。」とありますが、今回の募集要項等での質問および回答にないものは、令和3年11月に公表された実施方針・要求水準書（案）に関する意見・提案への回答および実施方針（変更版）・要求水準書（案）（変更版）に関する意見提案回答に記載している内容が優先されるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、要求水準書（案）（変更版）はありません。
3	募集要項	7	第2	1	(7)		図表7 豊岩浄水場の概要に「受変電設備（改造）」とありますが、必要な場合受変電棟新設も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、本事業に含むものとします。
4	募集要項	7	第2	1	(7)		図表7 豊岩浄水場の概要に「送水設備（更新および新設）」とありますが、必要な場合送水ポンプ室新設または増設も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、本事業に含むものとします。
5	募集要項	7	第2	1	(7)		図表8 豊岩取水場の概要に「非常用自家発電設備（新設）」とありますが、非常用自家発電機棟新設を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	募集要項	13	第2	1	(8)	図表12 新仁井田 浄水場 ※2	仁井田浄水場の見学・研修施設について、上下水道局様の指示に基づく配置とありますが、ご教示願います。	募集要項別紙3に示した「見学・研修施設建設予定地」をご参照ください。
7	募集要項	13	第2	1	(8)	図表12 新仁井田 浄水場 ※2	「見学・研修施設については、局の指示に基づく配置とする」とあり、別紙3に建設予定地の記載がありますが、「局の指示」とは別紙3のことであるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では募集要項別紙3に示す配置を指します。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
8	募集要項	13	第2	1	(8)	図表12 新仁井田 浄水場 ※3	仁井田浄水場の工事中仮設栈橋について、設置予定位置をご教示願います。	募集要項別紙3に示した「工事中仮設橋」をご参照ください。
9	募集要項	14	第2	1	(8)	図表12 豊岩浄水 場(改造) ※1	豊岩送水ポンプの吐出側配管は、建屋外までを事業者の背負う範囲とありますが、具体的な距離等をご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問回答No.18で回答のとおり、建屋外の第一継手が施工範囲の取合いです。
10	募集要項	14	第2	1	(8)	図表12 豊岩浄水 場(改造) ※2	豊岩浄水場受変電設備の更新スペースについて、必要となる建築、建築設備の改修も本事業の対象とありますが、具体的な内容をご教示願います。	事業者提案とします。
11	募集要項	15	第2	1	(10)		コンソーシアムは、施設の建設のために特定建設工事企業体（建設JV）を設立するとありますが、建設JVの設立にあたり、貴局指定の書式等があればご教示ください。	指定の様式はないため、国土交通省の示す様式等を参考に作成してください。
12	募集要項	15	第2	1	(10)		設計企業と建設企業で構成される「コンソーシアムが」特定建設工事協同企業体（建設JV）を設立するとありますが、一方、設計及び建設工事請負契約書（案）第1条11では、「建設企業が」建設JVを設立するとあります。建設JVの組成企業はどのように理解すればよろしいでしょうか。	「コンソーシアムの構成員のうち、建設企業が、建設JVを設立する。」という意味とご理解ください。
13	募集要項	16	第2	1	(11)	図表14	図表14 事業者が行う業務範囲の概要に「更新予定地の土壌汚染の確認、調査」とありますが、地歴調査で問題が無いことが判明した場合は、その後の調査は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	募集要項	16	第2	1	(11)	図表14	「土壌汚染調査」に記載の「更新予定地」の定義は、募集要項別紙3新仁井田浄水場整備予定地に記載された「整備用地」の範囲でよろしいでしょうか。	募集要項別紙3に示した「整備用地」に加え、撤去可能な2床の天日乾燥床についても、撤去する提案の場合は対象範囲とします。
15	募集要項	17	第2	1	(12)		「局は、「設計及び建設工事請負契約書」においてあらかじめ定める額をコンソーシアムに支払う。」とありますが、建設JVに含まれない設計企業への対価の支払いは、設計企業、代表企業どちらに対して支払われるでしょうか。	コンソーシアムに支払います。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
16	募集要項	17	第2	1	(13)		令和6年7月以前であっても、補助金および交付金の交付条件等に支障がなければ、実施設計の完了した対象施設（新仁井田浄水場、豊岩浄水場、豊岩取水場）毎に、順次建設工事に着手してもよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No. 69、70で回答のとおり、「原則、全ての設計が完了後」、「補助金および交付金の交付条件等に支障がない場合」に工事の着手を認めます。
17	募集要項	18	第3	1			事業者に求めるものの中で、「環境と人にやさしい浄水場」を掲げられていますが、安全面の配慮も考えた将来的な跡地利用も提案に盛り込んで良いと考えてよろしいでしょうか。	盛り込んでいただいて構いません。
18	募集要項	18、19	第3	2	(1)、(2)		事業者の募集および選定については、「公募型プロポーザル方式により行う」とある一方、(2)イでは「技術提案の記載事項の確認…提案書類および提案価格を総合的に評価する」とあります。また募集要項1頁（第1）にて「（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により」とあります。そうしますと、本件は競争参加者の設定としては随意契約であり、公共工事の品質確保の促進に関する法律の第3章第2節における第15条以下のいずれにもよらない貴市独自の方法での随意契約であって、「総合評価落札方式」によるものではないと理解してよろしいでしょうか。	入札ではなく、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定のうえ、随意契約を締結することになります。
19	募集要項	20	第3	3	(1)		p20では複数箇所に「秋田市内に本社又は本店を置く」とありますが、「本店」の定義は、「登記簿上に記載された本店の所在地が秋田市にある企業」かつ「秋田市内に建設業法でいう本店を有する企業」と理解していますが、よろしいでしょうか。	募集要項P20、第3-3-(1)-ア、ウおよびクの前段に示す「本社又は本店」は「登記簿上の本店」かつ「建設業法でいう本店」、クの後段の資機材製造産出業者の本店は「登記簿上の本店」とご理解ください。
20	募集要項	20	第3	3	(1)		p20では複数箇所に「秋田市内に本社又は本店を置く」（Aとします）とあります。一方、p22では「秋田市内に本社又は本店を置く企業については、秋田市内に建設業法でいう本店を有し」（Bとします）とあります。上に記載したp20とp22の「カギカッコ内の文章AとB」は同義と捉えてよろしいでしょうか。	No. 19参照

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
21	募集要項	20	第3	3	(1)		p20では複数箇所に「秋田市内に本社又は本店を置く」とありますが、「本社」の定義をご指示ください。	No. 19参照
22	募集要項	20	第3	3	(1)	ア	各工種の甲型JVにて、例えば機械設備工事の甲型JVにおいて、秋田市外に本社のあるA社が80%出資、秋田市に本社または本店があるB社が20%出資をして事業に取り組むことは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、当該条項に示したとおり、構成員となる市内建設企業の分担工事の合計額は建設工事請負額の20%以上とする必要があります。
23	募集要項	20	第3	3	(1)	ア	各工種の甲型JVにて、例えば機械設備工事の甲型JVにおいて、秋田市外に本社のあるA社が80%出資、秋田市に本社または本店があるB社が20%出資をした場合、秋田市内のB社の技術者は主任技術者で良いとの理解でよろしいでしょうか。	監理技術者制度運用マニュアルを遵守してください。
24	募集要項	20	第3	3	(1)	ウ	秋田市内に本社または本店を置く建設企業を計4社以上含んだ場合、機械と電気の企業が同一となってもよろしいでしょうか。例えば、土木でA社+B社の2社、建築でC社、機械でD社、電気でD社との構成で、A社、B社、C社、D社が秋田市内企業の場合、計4社となりますが、この構成でよろしいでしょうか。	当該構成は認められません。 詳細は、実施方針（変更版）に関する質問回答No. 3をご参照ください。
25	募集要項	20	第3	3	(1)	ウ	建設JV内で同一の工事（工種）を複数の企業が（例えば、機械工事において、秋田市内に本社又は本店がない企業と秋田市内に本社又は本店を置く企業とが）行う場合は、共同施工方式でも分担施工方式でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	募集要項	20	第3	3	(1)	ウ	市内企業のみでの事業参画も可能となっておりますが、当該市内企業への技術的支援のため、協力企業として参画する場合、各様式において、協力企業名を追記しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	市外の協力企業について、提出書類の様式1には追記しないでください。様式2、様式3に記載することは構いません。
27	募集要項	20	第3	3	(1)	カ	「やむを得ない場合は局と協議し、局の事前の承諾が得られた場合に限り変更を認める。」どの様な場合か具体的に例示願います。	現在のところ、具体的な事象は想定しておりませんが、例えば、災害により企業の主要部分が喪失した場合は、該当すると判断することもあります。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
28	募集要項	20	第3	3	(1)		代表企業の変更は、原則として認めないとあり、また実施方針の質問回答書で貴局の回答「コンソーシアムおよび建設JVの代表企業は、原則として変更を認めない」とありますが、これら代表企業の変更は、構成員の変更と同様に貴局の事前の承諾を得られた場合は変更できると理解してよろしいでしょうか。 また、貴局が「やむを得ない場合」として例外的に変更を認める事情としてはどのようなものが想定しておられますでしょうか、ご教示いただけますと幸いです。	前段：原則として認めません。 後段：No. 27参照	
29	募集要項	20	第3	3	(1)	ク	本事業の一部を下請業者に発注する場合について、設計業務の一部について秋田市内本社・本店の会社を活用した場合、加点評価となりますでしょうか。	「地域経済への貢献」において評価対象としますが、評価方法の詳細については非公表とします。	
30	募集要項	21	第3	3	(2)	イ	(7)	設計企業を複数で応募する場合、JV協定書の提出は必要でしょうか。JV協定書の提出が必要な場合、指定の様式などはあるかご教示願います。	設計JVを組成する場合は、JV協定書を提出してください。指定の様式はないため、国土交通省の示す様式等を参考に作成してください。
31	募集要項	21	第3	3	(2)	イ	(7)	設計企業を複数で応募する場合、JV組成の条件は無いと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	複数の設計企業が設計業務を行う場合、設計業務について連帯債務を負担することとし、設計JVの組成については任意とします。なお、建設JVにおいては建設企業が建設業務について連帯して負担するものとし、設計JVにおいては設計企業が設計業務について連帯して負担するものとします。
32	募集要項	22	第3	3	(2)	イ	(1) d	10,000m ³ /日以上凝集沈殿施設および10,000m ³ /日以上急速ろ過施設の新設又は更新をした工事実績とありますが、凝集沈殿池および急速ろ過池の機械設備の設置工事、又は土木・建築施設の新設および更新工事も含まれるという解釈でよろしいでしょうか。	凝集沈殿池および急速ろ過池の機械設備の設置工事については、一部機器の設置工事や、機械設備の修繕工事の実績は認めません。土木・建築施設の新設および更新工事は、土木建築工事単体の実績は認めません。 実施方針に関する質問回答No. 143、144をご参照ください。
33	募集要項	22	第3	3	(2)	イ	(1) d	10,000m ³ /日以上凝集沈殿施設および10,000m ³ /日以上急速ろ過施設の新設又は更新をした工事実績とありますが、上記の規模以上の凝集沈殿池および急速ろ過池の機械設備の設置工事（機械器具設置工事又は水道施設工事）の実績があれば良いとの解釈でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No. 143、144を参照

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
34	募集要項	22	第3	3	(2)	イ	(イ) d	国内の水道施設工事又は機械器具設置工事において、1社が元請として、浄水処理能力が10,000m ³ /日以上凝集沈殿施設（上水道に限る）および浄水処理能力が10,000m ³ /日以上急速ろ過施設（上水道に限る）における機械設備一式の新設又は更新の工事实績を有していれば認められるとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針に関する質問回答No. 143、144を参照
35	募集要項	22	第3	3	(2)	イ	(イ) d	令和3年11月に公表された実施方針に関する質問への回答No143では、「凝集沈殿施設および急速ろ過施設の新設または更新の工事实績について、各施設を構成する一部機器のみの新設または更新工事は、実績として認めない」との回答でしたが、今回の募集要項等においても同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	募集要項	23	第3	4				事業費限度額について、工事費構成比率をご教示いただけますでしょうか。	事業費限度額の工事費構成比率は開示しません。
37	募集要項	24	第3	5				事業者の募集および選定スケジュールにおいて、第1次技術提案書の提出の前に、プロポーザル参加資格審査結果が合格となった応募者を対象に、「官民対話」を5月中旬以降に実施して頂けないでしょうか。 (1次技術提案書の内容精度向上を図りたいと思っておりますので、何卒、よろしくお願い致します。)	原文のとおりとします。
38	募集要項	25	第3	6				現地見学会について、1企業5名まで人数制限がございますが、よりよい提案を行うため、可能な限り提案に関わる担当者で現地確認をしたいと考えます。 現地見学会を複数回開催していただくことは可能でしょうか。	今後、現地見学会の予定はありません。
39	募集要項	25	第3	6				現地見学会について、1企業5名までという参加人数制限がありますが、提案内容の精度向上を図るため、1企業で複数回の現地見学会を許可頂けないでしょうか。	No. 38参照

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
40	募集要項	27	第3	7			質問回答について、第1回の質問回答が令和4年4月8日から公表となっておりますが、6月20日からの技術提案書提出の技術提案書に反映しよりよい提案を行うためにも、可能な限り適宜（質問提出後1週間後に回答など）質問回答していただくことは可能でしょうか。 現状の日程では第2回の質問回答の対応は現実的ではないと考えます。	スケジュールについては、原文のとおりとします。
41	募集要項	27	第3	7			募集要項等に関する質問の受付期間が、「募集公告の日から令和4年3月4日 17時まで」となっており、令和4年4月8日に回答頂ける事となっておりますが、第1次技術提案書提出日が令和4年6月24日ということも考慮し、質問を分割で受け付けて頂き、都度、回答頂く形を取って頂けないでしょうか。 希望案 ●第1回質問期間：1/19～2/3（現地調査確認前）→2/10までに回答 ●第2回質問期間：2/4～2/25（現地調査実施を踏まえての質問）→3/11までに回答 ●第3回質問対応：2/28～3/4（最終質問確認）→4/8までに回答	No. 40参照
42	募集要項	27	第3	7	(2)		「質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれがあるものと局が認めたものを除き」とありますが、事業者側の承諾のもと公表をお願いできますでしょうか。	原文のとおりとします。
43	募集要項	30	第3	10	(1)		令和3年11月に公表された実施方針に関する質問への回答No1611において、「第1次技術提案書では優劣を決めるものではありません。」と回答があることから、各様式には、技術対話で確認し合えるための記載を行うものとし、技術提案書の記載において「提出書類作成要領および様式集」を用いますが、部分的な未記入などがあっても問題ない（失格にならない）と理解していますが、このような理解でよろしいでしょうか。	第1次技術提案書については、募集要項に示した技術対話の目的をご理解のうえ、提出してください。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
44	募集要項	30	第3	10	(1)			第1次技術提案書は、様式3の全様式を提出することとなっておりますが、質問回答を得た後の反映を全て行うことが難しいと考えております。可能な範囲で提案内容がわかる様式の抜粋でも問題ありませんでしょうか。	No. 43参照
45	募集要項	30	第3	10	(1)	ア		第1次技術提案書で提出する提案書内容に関して、第1次技術提案書の提出段階では、提案事項の検討が十分に進められていない項目もあると考えます。このため、全ての提案内容の記載ではなく、技術対話において貴局と事業者で協議（要求水準事項の意図等の相互確認）が必要と考える（協議を希望する）内容に絞った記載でも構わないでしょうか。	No. 43参照
46	募集要項	30	第3	10	(1)			第一次技術提案書において、要求水準を満たしているか否かに無関係な部分は、たとえ未記入であっても採点に不利になることはないものと理解してよろしいでしょうか。	No. 43参照
47	募集要項	30	第3	10	(1)			第一次技術提案書作成段階において、様式3-V-1の「全ての下請け工事費に対する市内企業への発注割合(%)」や「全ての資機材購入費に対する市内企業からの調達割合(%)」は、たとえ具体的数値を示せていなくても採点に不利になることはないものと理解してよろしいでしょうか。	No. 43参照
48	募集要項	30	第3	10				第1次技術提案時の提出資料は、提案書類作成要領および様式集に示されておりますが、令和3年11月に公表された実施方針に関する質問への回答No161では、「第1次技術提案書では優劣を決めるものではありません。」と回答があることから、各様式には、技術対話で確認し合える程度の内容として作成し、最終の提案書類の提出までの完成度は求められないものとの理解でよろしいでしょうか。	No. 43参照
49	募集要項	30	第3	10	(1)	イ	(イ)	郵送には宅配便も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
50	募集要項	30	第3	10	(1)		1次提案書は、9月の最終提案書同様の様式を規定していますが、1次提案書提出後にも、技術対話に係る部分以外であっても、9月の提出までに変更を行ってもかまわないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	募集要項	30	第3	11			第1次技術提案書は、技術対話を目的とした資料として、第1次技術提案書は審査の対象とはならないという理解でしょうか。	No. 43参照
52	募集要項	30	第3	11			技術対話について応募者の対話の人間は、配置予定技術者と異なる人間が対応してもよろしいでしょうか。	対応可能です。
53	募集要項	30	第3	11			技術対話後に再度提案書を提出する提案書について、対話前（1次技術提案書）の内容を修正および加筆などを行い提案を行うことが可能と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	募集要項	30	第3	11			技術対話では、貴局から事業者への質疑だけでなく、事業者から貴局への質疑も可能との理解でよろしいでしょうか。	詳細については、第1次技術提案書の受付後に応募者の代表企業に通知します。
55	募集要項	30	第3	11			技術対話の出席者の資格や人数等の制約はあるでしょうか。事業者が提案の意図等を貴局に十分に伝えられるように、技術提案等の作成に携わった者の参加を認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 54参照
56	募集要項	30	第3	11			技術対話について、参加資格を得た応募グループにおいて、技術対話に参加できる各業種の代表者は、第3.13技術提案書のプレゼンテーションにある配置予定技術者でなくても参加は可能でしょうか。	ご理解のとおりですが、詳細については、第1次技術提案書の受付後に応募者の代表企業に通知します。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
57	募集要項	31	第3	13			プレゼンテーション実施者は、配置予定技術者の中から複数名で行うことも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。 また、質問対応のため、配置技術者以外から選定し、プレゼンテーションに同席可能との理解でよろしいでしょうか。	プレゼンテーションの詳細については、技術提案書の受付後に応募者の代表企業に通知します。
58	募集要項	31	第3	13			技術提案書のプレゼンテーションに関して、プレゼンテーション対応者以外に、出席者は、何名出席可能と想定されているか、御教示願います。	No. 57参照
59	募集要項	31	第3	13			技術提案書のプレゼンテーションに関して、プレゼンテーション対応者以外の出席者について、何らかの制約（各業種の監理技術者のみ出席可能等）があれば、提示願います。	No. 57参照
60	募集要項	31	第3	13			プレゼンテーションは本事業の配置予定技術者が行う、とありますが、事業者が提案の意図等を貴局に十分に伝えられるように、技術提案等の作成に携わった者の参加を認めていただけないでしょうか。	No. 57参照
61	募集要項	31	第3	13			プレゼンテーションは、提出済みの提案書のみを用いて行うとの理解でよろしいでしょうか。	No. 57参照
62	募集要項	31	第3	13			「プレゼンテーションは、本事業の配置予定技術者が行うものとする」とありますが、プレゼンテーションに参加するメンバーは、応募グループが必要なメンバーを選任してもいいとの理解でよろしいでしょうか。	No. 57参照
63	募集要項	31	第3	13			令和3年11月に公表された実施方針に関する質問への回答No135では、「工場製作期間と現場施工期間の技術者を分けて配置しても構いません。また、工場製作期間の技術者には専任を求めません。」との回答を頂いているため、プレゼンテーションは、工場製作期間の配置技術者にて実施するものとしてお認め頂けますでしょうか。	認めます。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
64	募集要項	31	第3	13			「プレゼンテーションは、本事業の配置予定技術者が行うものとする」とあるが、代表企業に限らず構成員の配置予定技術者、また製作期間の配置予定技術者でも可であるという理解でよろしいでしょうか。	No. 57、63参照
65	募集要項	31	第3	13			技術提案書のプレゼンテーションを本事業の配置予定技術者が行うものとするとなっていますが、提案内容の取り纏めを踏まえ、誰がプレゼンテーションを行うかは、応募者にて選定させて頂けないでしょうか。 (その選択肢の1つとして、配置予定技術者がプレゼンを行うことも十分あり得ると考えております。)	原文のとおりとします。
66	募集要項	31	第3	13			プレゼンテーションは配置予定技術者が行うとありますが、設計、土建、機械、電気部分の担当者で分けて説明するとの理解でよろしいでしょうか。	プレゼンテーションを行う者は、配置予定技術者から任意に選定してください。
67	募集要項	31	第3	15			契約手続きについて 入札保証金の記載がありません。 不要との理解でよろしいでしょうか。	入札保証金は不要です。
68	募集要項	32	第4	1			前回の実施方針質問回答の際、事業者が取得する許認可の遅延に関わるものは、「事業者」負担となっていますが、建築確認申請において、建築主事の状況により建築確認が遅れる等、事業者に関わらない理由で遅延が発生した場合、事業者のみの負担ではなく、局と協議する事項として、『上記以外の許認可の遅延に関わるもの』に該当するとして、局の負担と考えて良いかに関して、募集要項で示すとの回答を頂きました。 募集要項にて、『リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、局が行う業務に係るリスクは局が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする』との記載がありましたので、前述の場合、局の負担と考えてよろしいでしょうか。	市の責に帰すべき事由と認められるケースを除き、事業者が取得する許認可の遅延は事業者負担となります。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
69	募集要項	32	第4	2			「事業契約書に規定する具体的措置」とありますが事業契約書とは、設計及び建設工事請負契約書（案）以外の契約書を示しているのでしょうか。	事業契約書とは、設計及び建設工事請負契約書です。
70	募集要項	32	第4	2			「事業契約およびこれに付帯する事業計画」とありますが付帯する事業計画とは、募集要項等の資料のどの資料かご教示願います。	設計及び建設工事請負契約書（案）における募集要項等および本件提案です。
71	募集要項	33	第5	3			審査結果が出た後、民間企業より、提案内容の開示請求があり、応募者がその内容を拒否した場合、提案書類の開示は一切行わないと考えてよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。 なお、開示請求があった場合は、秋田市情報公開条例に基づき対応します。
72	募集要項	34	第5	6			本事業のモニタリングに関して、調査・設計時、建設時の各段階で実施する事となっていますが、どのタイミングで実施するかは、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	契約締結後、局と事業者との協議により決定します。
73	募集要項	34	第5	6	(2)	(3)	モニタリング等時期について、調査時、設計時、建設時となり回数等は事業者提案かと思いますが、(3)には方法が事業者との協議によりとなっております。提案内容と回数等の差異がした場合は増額変更していただけるのでしょうか。	セルフモニタリングは、適切な提案内容および回数であることを求めます。セルフモニタリングに係る費用は事業者負担であり、変更は予定しておりません。
74	募集要項	35	第5	6			モニタリング実施計画書は、局にて作成／それを受けたセルフモニタリング計画書は事業者作成と考えてよろしいでしょうか。 通常、モニタリング実施計画書、セルフモニタリング計画書は、ともに、局と協議の上、事業者にて作成し対応を検討するケースが多いですが、局にてモニタリング実施計画書を作成するとなっている意図があれば、御教示願います。	前段：募集要項に記載のとおり、モニタリング実施計画は、局が事業者との協議により作成します。 後段：局がモニタリングを実施することから、局が実施計画を作成します。
75	募集要項	別紙3					新仁井田浄水場北東の整備用地に設置されている電動弁現場盤は、事業整備内容を踏まえ、移設してよいと考えてよろしいでしょうか。	移設しても構いません。 ただし、本事業に含むものとします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
76	募集要項	別紙3					新仁井田浄水場整備予定地の全体配置図において、仁井田浄水場と新仁井田浄水場間の道路（正門～天日乾燥床からの排水池）には、赤ハッチングがありませんが、工事中に通行止にしてクレーン等を設置することは、可能でしょうか。また、この道路に、場内配管の布設や、盛土をすることは、可能でしょうか。	可能です。ただし、既設浄水場の運転に支障がないこととします。
77	募集要項	別紙3					現地見学会で使用させて頂いた、正門前の駐車場は、大型車両進入時の転回に、使用させて頂けますでしょうか。	使用を認めます。
78	募集要項	別紙3					仁井田浄水場、豊岩取水・浄水場において、整備予定地外の空いているスペースを、事務所・休憩所・駐車場・資機材置場等に使用させて頂くことは、可能でしょうか。可能な場合、費用は無償でしょうか。	前段：浄水場の運転に支障のない範囲で使用を認めます。 後段：有償とします。（350円/㎡/年程度）
79	募集要項	別紙3					整備用地内の、NTT専用回線等の切り回しは、対象外との理解でよろしいでしょうか。	NTT専用回線の切り回しは、本事業に含まれます。
80	募集要項	別紙4	1/4				第三者賠償リスクにある建設段階における水質、水量、水圧、給水等の悪化に関するものは事業者負担となっておりますが、既設仁井田浄水場および豊岩浄水場の施設由来（劣化・損傷・機能不全等）および水運用上の水質、水量、水圧、給水等の悪化については、局側の負担として頂けませんか。	新設、既設にかかわらず、事業者の責に帰すべきものは事業者負担、局の責に帰すべきものは局負担とします。
81	募集要項	別紙4	1/4				法制度の新設・変更に関しては、事業者の責に帰さないため、全て局の負担として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。 詳細は、設計及び建設工事請負契約書（案）第5条のとおりです。
82	募集要項	別紙4	1/4	共通	社会	第三者賠償リスク	豊岩浄水場は既設を動かしながら改造工事を行う必要がありますので、オペレーション側のリスク（瑕疵）は「局」側との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
83	募集要項	別紙4	2/4				見学者対応について、更新整備の不備か否かはどのように判断されるのでしょうか。 また、事業者が負担が求められるのは契約不適合責任期間中のみという理解でよろしいでしょうか。（同様の質問が実施方針に関する質問回答No. 190にあり、「募集要項等で示す」との回答がありました。該当箇所が確認できなかったための質問です）	前段：事業者の責に帰するものかどうかで判断します。 後段：設計及び建設工事請負契約書（案）第36条によります。
84	募集要項	別紙4	2/4				「見学者対応」について、更新整備の不備か否かはどのように判断されるのでしょうか。また事業者が負担が求められる期間についてもご教示ください。	No. 83参照
85	募集要項	別紙4	2/4	共通	見学者対応		工事場所を見学者ルートから除外するなどのご配慮はいただけると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	募集要項	別紙4	2/4	共通	見学者対応		豊岩浄水場は既設を動かしながら改造工事を行う必要がありますので、オペレーション側のリスク（瑕疵）は「局」側との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	募集要項	別紙4	2/4				第三者の加害行為（破壊、盗難、強盗、汚損、毒物混入、放火等）による、事業変更・施設運営停止・事業継続の不履行について事業者の管理義務の懈怠により発生した想定外業務リスクは事業者のリスク分担となっていますが、本事業の整備範囲外については、局側の負担であるとの認識でよろしいでしょうか。	整備範囲外であっても、事業者の責に帰すべきものは事業者負担、局の責に帰すべきものは局負担とします。
88	募集要項	別紙4	2/4				事業者の責に帰すべき事由による事業の延期などに関するもの（建築確認申請、電気・ガス事業者の調整等）とありますが事業者側が行う調整とは、電力会社等との期間延長他の契約変更等に関する調整を指すものと考えますが、よろしいでしょうか。	電力会社等との調整に限らず、本事業に係る関係機関との調整において、事業者の責に帰すべきものは事業者負担とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
89	募集要項	別紙4	2/4	共通	社会	住民対応	本事業に対する住民の反対運動と調査・設計、施工に関する住民の反対運動は着工前と後に発生したのかどうかという区分けで行うという認識でよろしいでしょうか。	着工前と後に発生したものかどうかという区分けではありません。 設計及び建設工事請負契約書（案）第24条（近隣住民に対する説明及び環境対策等）をご参照ください。
90	募集要項	別紙4	2/4				「住民対応」について、「調査・設計、施工に関する住民反対運動」については事業者の負担となっていますが、設計及び建設工事請負契約書（案）第24条の定めるとおり、その対象施設は整備対象施設に限るという理解でよろしいでしょうか。	整備対象施設以外であっても、事業者の責に帰すべきものは事業者負担、局の責に帰すべきものは局負担とします。
91	募集要項	別紙4	共通	社会	住民対応		前回の実施方針質問回答の際、現時点で寄せられたことのある、本施設に対する住民要望は、特になしとの回答を頂きましたが、現時点で、周辺住民からの苦情も無いと考えてよろしいでしょうか。	現在のところありません。
92	募集要項	別紙4	2/4				「想定外業務」注2について、「事業者の管理義務の懈怠により発生した場合は事業者のリスク分担」とありますが、管理義務が具体的に何を指すのかについてご教示いただけますでしょうか。	具体的な事象については、想定しておりませんが、事業者の善管注意義務を怠る行為とご理解ください。
93	募集要項	別紙4	2/4	共通	社会	環境問題	豊岩浄水場は既設を動かしながら改造工事を行う必要がありますので、オペレーション側のリスク（瑕疵）は「局」側との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	募集要項	別紙4	3/4				令和3年11月に公表された実施方針に関する質問への回答No196にありますように不可抗力には、新型コロナウイルス感染症等の疾病も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
95	募集要項	別紙4	共通	社会	第三者賠償リスク		前回実施方針の質問に対し、第三者賠償リスクについて、騒音・振動・光・臭気の敷地境界線と制限値について、募集要項に示すとの回答がありました。募集要項において、騒音、振動に関しては、P.10、11にて、「騒音振動規制：規制なし」「光に関して：日陰制限のみ記載」「臭気に関して：記載無し」のように見受けられました。上記内容をクリアすることが要求水準と考えてよろしいでしょうか。	騒音・振動・光・臭気の規制については、募集要項P8～11に記載のとおりとします。
96	募集要項	別紙4	共通	不可抗力			不可抗力には、疫病などの感染による被害については、国交省より明示されている指針に則ると考えてよろしいでしょうか。	国土交通省のほか、国、県、市等の指針や通知等により個別に対応します。
97	募集要項	別紙4	3/4				「不可抗力」について、対象となる設備は本事業で新設する設備に限られ、既設流用設備については対象外であり、貴局が負担するという理解でよろしいでしょうか。	新設、既設にかかわらず、事業者の責に帰すべきものは事業者負担、局の責に帰すべきものは局負担とします。
98	募集要項	別紙4	共通	物価変動			前回の実施方針質問回答の際、共通 物価変動に関して、物価変動の基準日を明示頂けないでしょうか。（契約日、詳細設計内容確定日等）という質問に対し、募集要項等で回答しますと回答頂きましたが、どのような回答か判断がつきませんでしたので、御教示願います。	設計及び建設工事請負契約書（案）第51条に記載のとおりです。
99	募集要項	別紙4	4/4	注記8			施設損傷について、貴局が費用負担する基準をご教示ください。	設計及び建設工事請負契約書（案）第38条に記載のとおりです。
100	募集要項	別紙5					整備用地(事業用地)の用地境界を座標等でご提供ください。 実施方針別紙5「仁井田浄水場整備予定地測量図」等に表記いただけないでしょうか。	該当資料の閲覧は終了しました。
101	募集要項	別紙6					把握できない地盤に関しては、落札後の調査でその問題が明らかになった時点で増額変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	合理的な理由がある場合、設計変更協議の対象とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
102	募集要項	別紙6					地質調査結果が示されておりますが、落札後の調査等により相違が確認され工法変更が生じた場合、これにかかる費用は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。 リスク分担表では、「（調査・設計）局が実施した測量・調査によるもの」および「（用地）地中障害物（仮設材、土壌汚染、不発弾等）やその他予見できないこと」のリスク負担者は局になっております。	No. 101参照
103	募集要項	別紙8					豊岩浄水場の管理本館、薬品沈澱池、急速ろ過池、浄水池等計画時の地質調査（ボーリングデータ等）を開示いただけないでしょうか。	該当資料の閲覧は終了しました。
104	要求水準書	2	第1	3	(4)		図表1における仁井田浄水場の水利使用許可水量について、実施方針に関する質問への回答No. 1で令和4年度末に更新予定となっておりますが、令和4年度末に計画浄水量71,900m ³ /日（あるいは現状の取水量の実績）に合わせて更新（許可水量を減少する）ということでしょうか。それとも、現水量の127,000m ³ /日（第1、2取水口）を確保したまま、第4取水口として新たに許可水量を確保するというのでしょうか。 前者の場合、要求水準書p21に、試運転で使用する原水は水利使用許可水量の内、既設仁井田浄水場で取水した残りの水量を使用する、とありますが、提供資料より既設仁井田浄水場の日最大取水量の実績が約10万m ³ /日となっておりますので、試運転で使用する原水が確保できないと考えられます。 既設および新仁井田浄水場の処理水量と更新する水利使用許可水量の考え方について、教示願います。	水利使用許可水量は、令和4年度の更新時から新仁井田浄水場が稼働するまでは、現状の水量を維持し、新仁井田浄水場が稼働した時点で、計画浄水量に減量する予定です。 なお、試運転で使用できる水量は、第1、2、3取水口において現状で許可を得ている水量の合計から仁井田浄水場および豊岩浄水場で使用する水量を減じた水量となります。
105	要求水準書	2	第1	3	(4)	図表1	雄物川新設取水塔付近での水位条件（最大水位、濁水位、既往最低水位）をお示しください。	河川距離標5.6k付近の河川断面における計画水位は、高水位TP+7.425m、濁水位TP+0.521m、最低水位TP+0.273mです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
106	要求水準書	2	第1	3	(4)		図表1における新仁井田浄水場の計画浄水量：71,900m ³ /日は、日最大浄水量との理解でよろしいでしょうか。 また、既設仁井田浄水場の水量実績は資料提供されていますが、整備後の新仁井田浄水場における日最小浄水量および日平均浄水量について教示願います。	前段：計画浄水量は、計画一日最大給水量を基準とし、これに浄水場内での作業用水等を考慮したものです。 後段：計画一日最小浄水量は、濁水時に20%の取水制限を受けた実績があり、これを踏まえた事業者提案とします。 また、計画一日平均浄水量については、配水実績から想定してください。
107	要求水準書	2	第1	3	(4)		計画一日最小給水量をご教示下さい。	No. 106参照
108	要求水準書	2	第1	3	(4)		計画浄水量および計画一日最大給水量の提示はありますが、計画最小処理水量の提示はありません。施設計画する上での最小処理水量（通常時・非常時を含めた運用上の最小）は、事業者側の提案によることを確認させてください。 上記は、提案設計および見積を行う上で基本的な数値のため、本質問回答時に提示いただいた場合、事業者側には提案設計の大きな出戻りが生じ、良質な提案を行う上での支障になる恐れがあります。従いまして、事業者側の提案とすることを強く希望致します。	No. 106参照
109	要求水準書	3	第1	3	(4)		図表2における豊岩浄水場の計画浄水量：40,550m ³ /日は、日最大浄水量との理解でよろしいでしょうか。 また、既設豊岩浄水場の水量実績は資料提供されていますが、整備後の豊岩浄水場における日最小浄水量および日平均浄水量について教示願います。	前段：ご理解のとおりです。 後段：No. 106および1回目提供資料「23豊岩浄水場運転試験」をご参照ください。
110	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	設計・工事対象範囲について 基本設計のみが対象範囲の施設についての基本設計には、工事費の積算は除くと考えてよろしいでしょうか。	基本設計において概算工事費の算出を求めます。 ただし、配置計画のみの施設は除きます。
111	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	整備対象施設について、新仁井田浄水場より既設仁井田浄水場へ給電が必要な負荷、施設がありましたら負荷名称および設備名称、電源電圧および容量のご提示をお願いします。	「別紙3 仁井田浄水場既設電気設備」を参考としてください。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
112	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	既設仁井田浄水場は、新仁井田浄水場が稼働した後、特高受電および高圧受電の契約は解除すると考えてよろしいでしょうか。 建屋や場内の電灯および空調を稼働させるために、高圧受電だけでも残すのであれば、要求水準書（案）に関する質問への回答No238にあります「既設建築物の排水ポンプ棟の電源については必要」への解決につながると考えます。	前段：ご理解のとおりです。 後段：No. 111参照
113	要求水準書	4	第1	3	(4)		基本設計のみの整備対象外施設に関して、事業者選定の段階で、どのような採点評価となりますか。	採点方法については非公表とします。
114	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	既存施設撤去について、見学・研修施設建設予定地の排泥池、濃縮槽、研修棟の記載がありませんが、実施設計以降の別途発注を予定している見学・研修施設工事の中で撤去するもので、DB事業の対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	「要求水準書(案)に関する質問への回答」No. 10で、別途発注の取水・導水施設は令和5年度から3か年で整備する予定との回答ですが、DB事業の建設工事着手の令和6年7月以降の工事は、河川用地内で行う工事で整備予定地内の工事は完了しているとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業用地内の工事が令和6年7月以降も残る場合は、同一敷地内での作業が発生し、統括管理が生じるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：工事完了については、未定です。 後段：工程調整等が必要となります。
116	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	別発注の取水・導水施設との取合い部の端部等の座標等は別紙8にてご提示いただきましたが、引き渡し条件（管種、継手、さや管からの突出長、高さ、立坑等を残置等）をお示しください。	現段階で提示できる条件は、以下のとおりです。 今後、設計および河川管理者との協議により決定した事項については契約後の協議とします。 1) 管種はダクタイル鋳鉄管（PN継手）を予定 2) 管底高はTP-7.640mを予定
117	要求水準書	4	第1	3	(4)	図表4	紫外線処理施設は整備対象外施設ですが、紫外線処理施設への場内配管も、整備対象外で、基本設計のみでよろしいでしょうか。	将来的な紫外線処理施設の設置を想定した場内配管とし、将来接続を見据えた分岐配管および分岐部の弁栓類の設置を求めます。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
118	要求水準書	4	第1	3	(4)		図表4で管理用建物（紫外線処理施設）の配置計画までが基本設計として含まれていますが、建物内に設置する紫外線処理装置や配管等の設備の配置計画も基本設計業務に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
119	要求水準書	5	第1	3	(4)		見学・研修施設および紫外線処理施設の基本設計は、将来の配置計画までとする。とありますが、紫外線処理施設は別紙3に記載されている見学・研修施設予定地のような配置計画まででよろしいでしょうか。	No. 118参照	
120	要求水準書	5	第1	3	(4)	図表4	新仁井田浄水場※3	新仁井田浄水場※3に整備対象外の「工事用仮設橋は…新仁井田浄水場完成後は、維持管理用通路として利用するので、動線等に配慮すること」との記載ですが、工事用仮設橋との名称ですが、本設の河川横断橋の整備を行い、更新後も維持管理用通路(出入口)として使用すると解釈でよろしいでしょうか。	工事用仮設橋は、事業完了後も維持管理用通路として活用します。
121	要求水準書	5	第1	3	(4)	図表4	豊岩浄水場(改造)※1	豊岩送水ポンプの吐出側配管は建屋外までを事業者範囲の記載があり、要求水準(案)に関する質問への回答No.18~21でも「建屋外の第一継手まで」が事業範囲との記載です。一方で別紙7では壁貫通の埋込配管については「既設利用可能施設」となっています。埋込配管を既設を利用するかどうかは、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問回答No.18~20は豊岩送水ポンプの吐出側配管に関するものです。一方、要求水準書(案)別紙7は浜田送水ポンプ室について示しています。
122	要求水準書	5	第1	3	(4)	図表4	豊岩浄水場(改造)※2	豊岩浄水場(改造)※2に記載の受変電設備の更新スペースに関しては、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	要求水準書	5	第1	3	(4)	図表4		豊岩送水ポンプの吐出配管は、建屋外までを事業者の施工範囲とする。とありますが、可とう管は送水管に含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
124	要求水準書	7	第1	3	(5)	図表5	雄物川に河川保全区域の設定は無いとの理解でよろしいでしょうか。 また、実施方針別紙3に示される整備用地で、2Hルールの規定にかかるエリアは無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段：河川保全区域は設定されていません。 後段：適用対象です。
125	要求水準書	11	第1	3	(6)	図表8	事業者の業務範囲に土壤汚染調査とありますが、過去に地歴調査を実施していますか。実施されていたら、調査報告書を開示頂けないでしょうか。	実施しておりません。
126	要求水準書	11	第1	3	(6)		図表8 事業者の業務範囲の調査業務の中に新たに「土壤汚染調査 更新予定地の土壤汚染の確認、調査」が追加されました。 現状貴局で把握している土壤汚染物質があればご教示ください。	現時点で、局で把握している土壤汚染物質はありません。
127	要求水準書	11	第1	3	(6)		図表8 事業者の業務範囲の調査業務の中に新たに「土壤汚染調査 更新予定地の土壤汚染の確認、調査」が追加されました。 土壤汚染調査について、提案時には一般的な調査費用のみを見込み、契約後に調査を実施した際に追加調査や処分費が発生した場合は、その追加調査費、処分費等は、設計変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	設計変更の協議対象とします。
128	要求水準書	11	第1	3	(6)		「更新予定地の土壤汚染の確認・調査」とありますが、土壤汚染調査は地歴調査までは本事業範囲で、現地調査および復旧対応は秋田市で行う。それに伴う工程変更は費用も含め協議事項との理解でよろしいでしょうか。	No. 127参照

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
129	要求水準書	11	第1	3	(6)		図表8の土壌汚染調査に関して、要求水準書（案）に関する質問回答のNo.22で、汚染土壌が発生した場合は個別の事案を勘案して判断しますとありますが、募集要項の別紙4 リスク分担表3/4で、土壌汚染は貴局負担と明示されています。このことから、土壌汚染の確認、調査の結果、汚染が見つかった場合の改善対策については、貴局の所掌との理解でよろしいでしょうか。もし事業者で対策する場合には、対策に要する費用等については変更協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：No.127参照
130	要求水準書	11	第1	3	(6)		図表8 事業者の業務範囲にある基本設計とは、提案書の内容を詳細化するものと考えており、提案内容を変更しない方針で実施するものと考えていますが、このような理解でよろしいでしょうか。	本業務で行う基本設計の内容は、「水道事業実務必携」「水道施設設計業務委託標準仕様書（日本水道協会）」のほか、遵守すべき関係法令等の最新版に準拠してください。提案書の内容を詳細化したものとの理解ではありません。また、提案内容の変更については、個別の事案を勘案して判断します。
131	要求水準書	11	第1	3	(6)		工事監理の業務範囲としては、建築物が対象のため建築工事のみとなり、土木・設備工事は対象外（市側で実施される）と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	建築基準法第5条の6第4項に規定される工事監理者による工事監理の範囲です。
132	要求水準書	11	第1	3	(6)		図表8の工事監理者の配置に関して、施工現場への常駐は不要で、非常駐による重点監理で構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	要求水準書	11	第1	3	(6)		図表8の施設の引渡しで設備台帳の記載がありますが、既存の設備台帳への設備情報の提供や入力作業ではなく、新規に設備台帳を作成することでしょうか。新規に作成する場合、設備台帳の仕様等は事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	局が整備する設備台帳に、当該事業の設備情報を入力することとします。
134	要求水準書	11	第1	3	(6)		建築確認申請を行う際、過去の申請状況（確認済証の有無等）によって作成しなければならない書類の内容が変わることが想定されますので、仁井田浄水場、豊岩取水場および豊岩浄水場の直近の建築確認申請の閲覧を要望します。	該当資料の閲覧は終了しました。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
135	要求水準書	11	第1	3	(6)	図表8	埋設物調査については、開示図面と表示の異なるもの、或いは表示の無いものは、変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	必要な試掘調査等を実施の上、想定できなかったものについては変更協議の対象とします。	
136	要求水準書	13	第1	4	(3)		事業スケジュールに関して、本事業は、整備対象施設が複数あるため、基本設計、実施設計の部分検収、令和6年7月以前に、建設工事の先行着手を実施することは認めて頂けますか。	原則、全ての設計が完了後、着手できることとします。 なお、令和6年7月以前に設計が完了した場合は、補助金および交付金の交付条件等に支障がない場合、建設工事に着手することを認めます。	
137	要求水準書	13	第1	4	(5)		遵守すべき関係法令等に関して、最新版を適用するとありますが、どの時点での最新版か教示願います。	本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則および要綱等は、各業務実施時点の最新版を適用するものとします。なお、提案書類の提出期限日から事業期間中に変更された場合は、変更内容への対応について必要に応じ協議するものとします。	
138	要求水準書	13	第1	4	(5)		遵守すべき関係法令等については、「最新版を適用する。」と記載ありますが、これは契約日時点の最新版と理解してよろしいでしょうか。	No. 137参照	
139	要求水準書	16	第1	4	(5)	ウ	要綱・各種基準等については最新版を適用するものとのことですが、公告時の指定年度との理解でよろしいでしょうか。提案の直前に大きな更新があった場合は対応が難しくなりますのでご考慮をお願いいたします。	No. 137参照	
140	要求水準書	16	第1	4	(5)	ウ	もし契約日以降に要項・各種基準等が改定され、貴局との協議にて最新版へ適合するため設計変更を行った場合、それに伴い発生した追加費用は、募集要項別紙4のリスク分担表、「法制度」に準じて、貴局負担と考えてよろしいでしょうか。	No. 137参照	
141	要求水準書	16	第1	4	(5)	ウ	(7)	下水道事業団の仕様書等の適用箇所につきまして、具体的にご教示下さい。	水道工事において一般的に使用されている要綱・各種基準等に記載されていない事項についての適用を想定しています。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
142	要求水準書	19	第1	4	(7)	ア	図表12の原水ジェオスミン、2-MIBの最高濃度はいずれも図表14の要求水質値と同等以下となっておりますが、今後原水濃度が上昇することを想定されているのでしょうか。もしそうでしたら、想定濃度をご教示頂けますでしょうか。	将来的な水質悪化は想定しておりませんが、より良い水質を実現するための整備としています。
143	要求水準書	19	第1	4	(7)	イ	要求水準書（案）に関する質問への回答のNo. 39で、「最大濁度1,000度を超過するような状況において、通常の水処理は想定していません」とありますが、具体的にどのような水処理を想定しているか（例えば、処理水量を減少させる等）教示願えないでしょうか。	取水量の抑制、取水停止などを想定しています。
144	要求水準書	19	第1	4	(8)		浄水の要求水質、目標値の記載がありますが、本事業はDBであり運転管理および水質管理業務は含まないため、要求水質を担保することは事業者の所掌外と考えます。本事業では、これらの値を目標としながら運用（は貴局の所掌）することで、要求水質を達成（基準値に適合）できる施設整備を行うとの理解でよろしいでしょうか。	「(8)浄水の要求水質」および「(9)排水処理の目標水質」に示すとおり、要求水質を担保することは本事業の範囲の一部とご理解の上、施設整備を行ってください。
145	要求水準書	20	第1	4	(9)		「処理水は古川に放流すること」とありますが、p46（排水処理施設）3項には「オープンとクローズドの両システムに切替え」と記載があり、齟齬が生じているように見受けられます。排水の取扱いについて、どちらが正かご教示ください。	オープン又はクローズドのシステムに切替えできる設備とし、オープン運転時は古川に放流するものとします。
146	要求水準書	20	第1	4	(11)		契約不適合責任期間について、製品や材料によっては2年に満たないものがあることから、一般的に契約不適合責任期間が2年に満たない製品・材料については適当な年数の責任期間と考えでよろしいでしょうか。	設計及び建設工事請負契約書（案）第36条に記載のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
147	要求水準書	20	第1	4	(11)		契約不適合責任について、「引渡しを受けた日から2年間（ただし、契約不適合が故意又は重大な過失による場合は10年間）」とありますが、詳細は、「設計及び建設工事請負契約書（案）」第36条の規定に従うという理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設工事請負契約書（案）第36条「契約不適合責任」の規定は、「公共工事標準請負契約約款」第57条第6項の逐条解説を基にしています。具体的には同条第9項で「契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。」としており、これは、消滅時効の一般原則の範囲内で発注者は権利を行使すればよいこととなります。したがって、民法第166条第1項により、「権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき」又は「権利を行使することができる時から10年間行使しないとき」は甲の権利は時効により消滅することとなります。	
148	要求水準書	21	第1	4	(12)		事業リスクを事業費に適正に見込む必要があります。不可抗力の記載がありますが、定義をご示し下さい。	募集要項別紙4リスク分担表に記載のとおり、「戦争、風水害、地震他、局および事業者の双方の責に帰すことのできない事由等」です。	
149	要求水準書	21	第1	4	(12)		性能保証について、「不可抗力、局の誤操作に起因する場合を除き、全て事業者の責任と費用負担により確保されなければならない」とありますが、その性能の確保を要する期間はいつまでと考えればよろしいのでしょうか。	設計及び建設工事請負契約書（案）第36条に記載のとおりです。	
150	要求水準書	21	第1	3	(13)	ア	(ウ)	試運転の電気代請求に関して「事業者の責任でこれを行い、要する費用は事業者の負担とする。」と記載がありますが、既設運用中の豊岩浄水場ならびに豊岩取水場については、送水ポンプや急速ろ過設備の切替および試運転に伴う電力量を事業者にて測定し、それに対応した電気料金のみを支払いが事業者負担範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書	21	第1	4	(13)	ア		試運転に係る電力、薬品その他消耗品、仮設、保安施設は事業者の負担とありますが、給水は貴局から支給頂けるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
152	要求水準書	21	第1	4	(13)	ア	(エ)	試験、試運転用の電力は事業者負担とのことですが、新設した照明・クレーン・コンセントは、整備次第、事業者の電力により使用可能でしょうか。また、豊岩取水・浄水場の改造工事において、既設の照明・クレーン・コンセントは無償で使用可能でしょうか。	前段：仁井田浄水場は使用可能です。 後段：豊岩取水場および豊岩浄水場は、既設の照明・クレーンは無償で使用可能ですが、コンセントは使用不可です。
153	要求水準書	21	第1	4	(13)	ア	(カ)	試験（例えば、水槽躯体の洗浄・水張・漏水試験用水）および試運転（例えば、ろ材の初期洗浄用水）で使用する上水（水道水）も無償で提供していただけるとの理解でよろしいでしょうか。（要求水準書（案）に関する質問回答のNo. 61、65で、洗浄水は浄水を提供する、水張試験や耐圧試験の試験水も試運転同様に局から支給するとありますが、無償との理解でよろしいでしょうか。）また、使用可能な水量（●●m ³ /日 or ▲▲m ³ /時以内等）および時間帯（◆◆時間/日 or ■■時～▼▼時まで等）等の制約があれば教示願います。	前段：ご理解のとおりです。 後段：使用可能な水量および時間帯は、適宜局と協議とします。
154	要求水準書	21	第1	4	(13)	ア	(カ)	「既設排水先」とは、どの位置のマンホールかや古川のどの位置か等、具体的に教示願えないでしょうか。	既設排水先とは、流末として古川を想定したものであり、特定のマンホールや排水桝を示したものではありません。
155	要求水準書	21	第1	4	(13)	ア	(カ)	既設排水先までの仮設配管は事業者が設置するとの理解でよろしいでしょうか。	仮設配管が必要な場合は、事業者にて設置してください。
156	要求水準書	21	第1	4	(13)	ア	(カ)	前回質問回答No. 52にて、「供給水量は季節変動があるため、利用可能な水量については協議」とあります。精度の高い工程立案には水量のご提示が必要と考えるため、最低限確保できる試運転水量をご提示ください。また排水量（m ³ /d）の条件についてご教示ください。	前段：No. 104参照 後段：契約後の協議とします。
157	要求水準書	21	第1	4	(13)	ア		実負荷試運転後の水道法13条に基づく、水質検査、施設検査等について記載がありませんが、貴局所掌との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
158	要求水準書	22	第1	4	(13)	カ	(イ)	適切な検査および調達工程を計画するため、貴局にて立会検査を行う機器の選定基準を教示ください。	現場での試験が難しい機器又は工場での試験が合理的である機器については工場検査とします。それ以外の機器については、現場での立会検査とします。
159	要求水準書	22	第1	4	(13)	カ	(イ)	立会検査に関わる費用は事業者の負担とするとありますが、P.12局の業務範囲における建設工事の監督の一環として実施されることが想定される客先工場立会に関わる費用は、局負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書	22	第1	4	(14)	ア		浸水対策で盛土により+7.5mまでかさ上げした場合、導水管官端部-7.64のため、沈砂池で15m以上の排砂作業を行うことになるが、維持管理上支障はないでしょうか。また沈砂池付近の造成高さを既設天日乾燥床付近の高さにそろえることは可能でしょうか。	前段：原文のとおりとします。 後段：沈砂池も浸水対策高さである必要があるため、既設天日乾燥床付近の高さでは要求水準を満足しません。
161	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	浸水対策として新仁井田浄水場は想定浸水位以上の盛土による嵩上げであるが、別途発注を予定している見学・研修施設工事のエリアの盛土はDB事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	浸水対策の盛土は本工事発生土を使用可能との理解でよろしいでしょうか。	盛土として適していれば使用を妨げません。
163	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	浸水対策として豊岩取水場は躯体による嵩上げであるが、新設の非常用自家発電設備棟のみへの対応との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書P52「図表22 建築計画」およびP56「図表24 非常用自家発電設備」をご参照ください。
164	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	前回、豊岩浄水場の現地見学をさせて頂いた際、現地にて、豊岩取水場の浸水は、正門の高さ（約1.5m）までの実績があるとの説明を受けましたが、要求事項として、TP+10.0mとの記載があります。要求事項を正として、設計を進める形でよろしいでしょうか。	現地見学会での説明は、過去の実績や頻度についてであり、想定浸水高さについては要求水準書に示すとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
165	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	(施設配置) 施設配置に影響すると想定される、雄物川および古川の河川区域や河川保全区域についてご教示ください。 また、2Hルール適用の対象かどうかについてもご教示ください。	前段：雄物川の河川区域は堤内地側の堤防法尻までです。河川保全区域は設定されていません。古川の河川区域および河川保全区域は設定されていません。 後段：雄物川は適用対象です。古川は適用対象外です。
166	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	(施設配置) 見学者の動線について、屋根の設置や通路の確保を要求されていますが、施設間の場内道路については屋根の設置が不要との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
167	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	図表15の施設諸元の1に関して、提供資料の「仁井田浄水場 豊岩送水ポンプ 水撃現象の検討資料（平成8年3月）」の中に「新都市配水池」と「雄和町送水ポンプ井」があります。新都市配水池は募集要項の別紙2に記載の水位と同じことから、御所野配水場のことと理解しますがよろしいでしょうか。 一方、雄和町送水ポンプ井は要求水準書でも別紙2でも同じ水位の配水場がありません。雄和町送水ポンプ井とはどの配水場のことでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：雄和町送水ポンプ井は、椿川送水ポンプ場を指します。
168	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	図表15の施設諸元の1 送水先の水位に関して、募集要項の別紙2に各配水場のHWLとLWLが明示されていますが、(3)雄和ポンプ場と(4)椿川ポンプ場は水位が明示されていません。送水ポンプの運転範囲やウォーターハンマーの検討に必要ですので、上記2ポンプ場のLWLを教示願います。	(3)雄和ポンプ場のLWL=TP+11.70m (4)椿川ポンプ場のLWL=TP+21.30m

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
169	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	図表15の施設諸元の1に関して、送水ポンプの運転範囲やウォーターハンマーの検討に必要ですので、以下、豊岩浄水場の浄水池水位について教示願います。 ・募集要項の別紙2では、HWLが+29.90となっていますが、提供資料の既設図面では+29.850となっています。どちらが正でしょうか。 ・また、募集要項の別紙2にはLWLが明示されていませんが、既設図面ではLWL+25.850となっています。+25.850を正と考えてよろしいでしょうか。	HWLは、+29.850mが正です。 LWLは、+25.850mが正です。
170	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	図表15の施設諸元の2送水先への計画送水量に関して、送水ポンプの仕様選定に使用するため、仁井田浄水場から各送水先（豊岩配水場、御所野配水場、雄和ポンプ場、椿川ポンプ場、手形山配水場）への計画送水量の時間最大および時間最小（R9とR25のそれぞれ）について教示願います。	計画送水量の時間最大および時間最小の設定はありません。
171	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	排泥池、濃縮槽、排水池は見学範囲外との理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
172	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	雪堆積場所確保の要求がありますが、必要面積をご提示ください。	雪堆積場所の必要面積は、想定しておりません。提案に当たっては、管理車両の通行および駐車等の運用に必要な範囲の除雪を想定し、提案してください。なお、「別紙1 仁井田浄水場の除雪範囲および堆雪範囲」を参考としてください。
173	要求水準書	23	第1	4	(14)	ア	図表15	事業費の適正な積み上げ、また事業者間の公平な競争を確保するために、雪の堆積場の必要面積をお示しください。	No. 172参照
174	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア		図表15の施設諸元の2送水先への計画送水量に関して、送水ポンプの仕様選定に使用するため、豊岩浄水場から各送水先（豊岩配水場、浜田配水場）への計画送水量の時間最大および時間最小（R9とR25のそれぞれ）について教示願います。	計画送水量の時間最大および時間最小の設定はありません。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
175	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	【構造形式（土木構造物）液状化対策】 土質室内試験につきまして結果一覧は提供頂きましたが、報告書を提供頂けないでしょうか。	該当資料の閲覧は終了しました。
176	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	図表15 構造形式（土木構造物）の要求事項として、浮力対策および液状化対策を講ずることが記載されていますが、これらの対策費用は事業費に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
177	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	図表15 構造形式（土木構造物）の要求事項として、浮力対策および液状化対策を講ずることが記載されていますが、対策工は資料公開されているボーリングデータを基に提案することとし、施工時にボーリングデータとの相違により対策工を変更する必要がある場合、変更内容は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	変更対象の内容に合理的な理由がある場合、設計変更の協議対象とします。
178	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	(構造形式(土木構造物)) 「原則として鉄筋コンクリート造とする。」とあります。 プレストレストコンクリート造（PC造）や鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）は鉄筋コンクリート造と同様の性能（強度や耐久性など）を有していますので、PC造やSRC造の採用も可能と考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	原則として鉄筋コンクリート造としますが、同等以上の性能を有することの証明を求めます。 また、耐食性等についても考慮してください。
179	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	(構造形式(建築構造物)) 「原則として鉄筋コンクリート造とする。」とあります。 プレストレストコンクリート造（PC造）や鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）は鉄筋コンクリート造と同様の性能（強度や耐久性など）を有していますので、PC造やSRC造の採用も可能と考えていますが、この様な理解でよろしいでしょうか。	原則として鉄筋コンクリート造としますが、同等以上の性能を有することの証明を求めます。 また、耐食性等についても考慮してください。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
180	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	<p>図表15の配管関係について、要求水準書（案）に関する質問回答のNo. 91で、機械配管のフランジ接合は、『水道工事標準仕様書【設備工事編】P64を参照』とあります。同仕様書では「・・・重要なポンプと配管のフランジ接合は、RF型-GF型フランジで接合することが望ましい」となっていますので、RF型-GF型フランジは、ポンプと直接接合する配管のみで構わないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、フランジは、豊岩浄水場の既設浜田送水ポンプ吐出管と同様に、JIS準拠品である板フランジを使用して構わないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	『水道工事標準仕様書【設備工事編】』P64では、一例を示しているものであり、重要性を見極めて適所にRF型-GF型フランジで接合する提案としてください。
181	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	<p>配管撤去は支障となる部分のみ撤去もしくは移設するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	整備用地内の管路のうち、支障となる部分は撤去、既存施設の運転管理上必要な管路は移設、その他の不要又は未活用の管路はモルタル充填又は撤去とします。なお、市道南部中央線の廃止管はモルタル充填を想定しています。
182	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	<p>図表15 配管関係</p> <p>前回質問回答No. 89にて、「不要管路の判断は、提供資料を参照」とありますが、事業者は既設配管の要否の判断はいたしかねます。仮に事業者が不要と判断した設計提案について、貴局が設計内容の変更を希望される場合、募集要項 別紙4 リスク分担表3/4における計画変更のリスクに該当との理解でよろしいでしょうか。</p>	提供資料を基に不要管路を適切に判断してください。ご質問のリスクについては、事業者の責に帰すべきものは事業者負担、局の責に帰すべきものは局負担とします。
183	要求水準書	24	第1	4	(14)	ア	<p>配管の凍結対策を行う上での条件提示をお願いします。</p>	埋設配管については凍結深度、露出配管については、外気温を考慮した凍結時間等を検討のうえ決定してください。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
184	要求水準書	25	第1	3	(14)		図表15 各施設の共通要求事項の環境対策の中に新たに「土壌汚染対策については、市環境部との協議を行うこと。」が追加されました。 土壌汚染調査について、提案段階で貴市と協議を行い、その対策を提案に見込むという理解でよろしいでしょうか。 事前協議が不可の場合、基本・実施設計時において市環境部との協議内容で発生する対策費用については設計変更対象となるという理解でよろしいでしょうか。	No.127、129参照 なお、提案段階での局との協議は行いません。	
185	要求水準書	25	第1	4	(14)	ア		土壌汚染対策費用は別途精算との理解でよろしいでしょうか。	No.127、129参照
186	要求水準書	25	第1	4	(14)	ア	図表15	仁井田浄水場では既存施設撤去工事、豊岩取水・浄水場では改造工事がありますが、豊岩取水・浄水場のアスベストの情報についても、判っている事項をお教え願います。	該当資料の閲覧は終了しました。
187	要求水準書	25	第1	4	(14)	ア		PCB含有調査でPCBが確認された場合の費用精算の手法をご提示ください。	PCB含有が確認された場合は、市指定の保管場所への運搬までとします。
188	要求水準書	25	第1	4	(14)		図表15	撤去工事から発生した鉄・銅等の指定された有価物は、指定された場所へ運搬とのことですが、対象は脱水汚泥保管棟の鉄骨のみとの理解でよろしいでしょうか。	脱水汚泥保管棟の鉄骨に限らず、有価物となるものは全て対象です。
189	要求水準書	25	第1	4	(14)		図表15	PCBについては、「要求水準書(案)に関する質問への回答」No.102で、コンデンサ等の封入機器での調査ができていないとの回答ですが、調査すべき対象数をご指示願います。 ⇒PCB廃棄物の保管および処分の状況に関して県知事（政令で定める市にあっては市長）に届け出ることが義務付けられています。適正な事業費を積み上げため、開示をお願いします。	現時点の対象数は、10箇所程度を想定しております。
190	要求水準書	27	第2	1	(1)	ア		土質調査の項目が記載されていますが、これにこだわる必要がありますか。項目は事業者提案と考えていますが、よろしいでしょうか。	本事業の設計および建設工事を行ううえで必要となる調査について、事業者提案とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
191	要求水準書	27	第2	1	(1)	イ	(ウ)	地下埋設物に関して、既存の図面は必ずしも最新状況を反映していないとあります。 また、募集要項の別紙4 リスク分担表3/4で、地中障害物やその他予見できないことは貴局負担と明示されていることから、現地調査により判明した状況が募集要項等の公告書類や現地見学会、提供資料等と異なっていたり、不明であった埋設物が発見されたりした場合、これらの埋設物の撤去や移設等に要する費用等については、貴局の所掌との理解でよろしいでしょうか。 もし事業者で対応する場合には、対応に要する費用等については変更協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事案を勘案して協議します。
192	要求水準書	27	第2	1	(2)	ア	(エ)	土質調査について、「主要施設は最低1本以上」の調査を実施することとなっています。例として沈砂池と取水ポンプ井を一体構造とする場合、1本以上の調査を実施すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	施設の形状、規模、構造および既存の地質調査結果等を踏まえ、必要な箇所を実施してください。
193	要求水準書	28	第2	2				「局が行う国庫補助事業および交付金事業に係る申請書類等の作成の補助業務等」について、現時点で想定されている事業者が作成する書類の項目についてご教示ください。	「水道事業実務必携」等に記載されている申請書、添付書類等です。
194	要求水準書	28	第2	2				国庫補助事業および交付金事業に係る申請書類等の作成補助業務とは、どの程度を想定されていますか。	No. 193参照
195	要求水準書	29	第2	3	(1)	ア	図表18	沈砂池を取水ポンプの前段に置く理由をご教示ください。また、沈砂池の前段に取水ポンプを配置することは要求水準未達となるのでしょうか。	前段：流入水に含まれる砂等により取水ポンプが摩耗するのを抑制する目的とポンプ井の砂の堆積を防止する目的で沈砂池は取水ポンプの前段としています。 後段：要求水準未達となります。
196	要求水準書	29	第2	3	(1)	ア	図表18	要求水準書別紙8に示される導水管の高さを考慮すると、沈砂池はかなり深い施設となります。排砂等の維持管理作業においてあまり使い勝手がよくない施設となることが想定されますがよろしいでしょうか。既存と同じように取水ポンプ、沈砂池の順番では不具合があるのでしょうか。	No. 195参照

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
197	要求水準書	29	第2	3	(1)	ア	図表18の沈砂池、取水ポンプ井、着水井、混和池、フロック形成池、凝集沈澱池において、1池清掃、補修時（1池停止時）も「機能が維持できる」とは、1池清掃、補修時（1池停止時）も「計画浄水量を処理できる機能を維持できる」との理解でよろしいでしょうか。（どのような機能かを具体的に教示願います。）	ご理解のとおりです。「水道施設設計指針」等を遵守したうえで、計画浄水量を維持できる機能を有する提案を求めます。	
198	要求水準書	29	第2	3	(1)	ア	図表18	要求水準書別紙8に示される導水管の高さを考慮すると、沈砂池は10mを超える掘削を伴う施設計画となります。大深度の掘削において、地下水対策を考慮された工事費を想定されているものとなっているのかをご教示ください。	地下水対策を考慮した工事費となっております。
199	要求水準書	29	第2	3	(1)	ア		図表18構造の要求事項に、排水処理施設の内、点検が必要な機器の設置範囲には上屋を設けることとありますが、例えば排水池に攪拌機を設置した場合、池全体ではなく攪拌機とその周囲のみ上屋が設けられていれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	排水池については、ご理解のとおりです。
200	要求水準書	30	第2	3	(1)	ア		(濃縮槽) 「臭気対策として上屋を設けること。」とありますが、目的が臭気対策であればカバーの設置も有効と考えられます。カバー設置は要求水準未達となるのでしょうか。	前段：上屋とします。 後段：要求水準未達となります。
201	要求水準書	30	第2	3	(1)	ア		濃縮槽の臭気対策の上屋は、建築構造物としての整備にこだわる必要はありますか。開口をふさぐ目的でスラブやカバー設置を行うことで対策可能と考えています。	要求水準書P29にて「排水処理施設のうち、点検が必要な機器の設置範囲には上屋を設けること」としており、濃縮槽については、臭気対策のほか維持管理性を考慮して建築構造物として上屋を設けるものとします。
202	要求水準書	30	第2	3	(1)	ア		濃縮槽で「臭気対策として上屋を設けること」とあります。これは、臭気が漏れないよう水面より上部が覆われ、かつ駆動装置等が維持管理上支障なく覆われていれば、濃縮槽全体に人が入ることを前提とした高さの上屋を設置する必要はないと理解しましたがよろしいでしょうか。	臭気対策以外に雨天時等の維持管理性を考慮し上屋を設けるものとします。
203	要求水準書	30	第2	3	(1)	ア		図表18濃縮槽の要求事項に、計画処理固形物量とありますが、当該値、もしくは濁度SS換算係数をご教示下さい。	事業者提案とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
204	要求水準書	30	第2	3	(1)	ア	図表18	取水ポンプ井、着水井、混和池、フロック形成池、沈殿池については、1池清掃、補修時も機能が維持できることとのことで、計画浄水量（71,900m ³ /日）の確保まで求めていると解釈しますが、1池停止時での、最低の浄水量の規定はありますか。	「水道施設設計指針」等を遵守したうえで、計画浄水量を維持できる機能を有する提案を求めます。
205	要求水準書	30	第2	3	(1)	ア	図表18	新設浄水場において、活性炭処理設備を新設するにもかかわらず、土木施設として活性炭接触池の記載がありません。これは豊岩同様に着水井や他の施設で活性炭を注入するという理解でしょうか。	事業者提案とします。
206	要求水準書	30	第2	3	(1)	ア		【場内配管 9 電食対策】 設置深度80～113mは導線の総延長という解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書質問回答No. 133のとおりです。 「別紙2 既存電極装置断面図（参考図）」を参考としてください。
207	要求水準書	31	第2	3	(1)	ア	図表18	電気防食装置 設置深度80～113mとありますが、設定根拠をご提示いただけますでしょうか。	既存設置深度です。
208	要求水準書	30	第2	3	(1)	ア	図表18 場内配管	2項「ダクタイル鋳鉄管を使用」とありますが、対象は場内土木配管であり、薬品注入管は該当しない理解でよろしいでしょうか。 また、薬品注入管材質は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：耐食性を考慮した事業者提案とします。
209	要求水準書	31	第2	3	(1)	ア		場内配管の躯体貫通部においてもΦ75以上はダクタイル管でしょうか。	ダクタイル鋳鉄管と同等以上の性能を有する管種を求めます。
210	要求水準書	31	第2	3	(1)	ア		場内配管について排水系も全てダクタイル管でしょうか。	φ75mm以上については、ダクタイル鋳鉄管（耐震継手）の使用を基本とします。
211	要求水準書	31	第2	3	(1)	ア		図表18の場内配管で、18既存豊岩配水場から御所野送水管および仁井田浄水場浄水池へ連絡する管路の機能を、・・・とありますが、これらの連絡管路それぞれの用途・目的と、連絡する水量について教示願います。	豊岩配水場から新仁井田浄水場への連絡管です。 現在の配管口径以上で整備してください。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
212	要求水準書	31	第2	3	(1)	ア	図表18	場内配管について、車道部、歩道部、場内部、緑地部等で最低土被りの規定をご指定願います。	φ300mm以下の配管は、舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6m以下の場合には0.6m）以上とし、それ以外の配管は、1.2m以上の土被りを確保してください。
213	要求水準書	31	第2	3	(1)	ア		豊岩幹線は常時使用していない、すなわち新仁井田浄水場の新設浄水池に豊岩幹線を接続する際には、不断水工法不要との理解でよろしいでしょうか。	豊岩幹線は常時使用しております。新仁井田浄水場の新設浄水池との連絡方法は、事業者提案とします。なお、既設豊岩配水場連絡管（仁井田浄水池）を使用することも可能です。
214	要求水準書	31	第2	3	(1)	ア	図表18	「要求水準書(案)に関する質問への回答」No. 234で、廃止管については要求水準書p30(場内配管)14、15の通りとのことですが、水管橋以外の場外部（市道部）等についても、モルタル等の充填で管自体は残置してかまわないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
215	要求水準書	31	第2	3	(1)	ア	図表18 (場内配管) 13	場内配管について古川横断は、さや管推進工法とありますが、具体的な工法を何か想定されてますでしょうか。	前段：具体的な工法の想定はありません。 後段：推進工法における坑口部等の地盤改良を想定しています。
216	要求水準書	33	第2	3	(1)	3	(1)	汚水の処理方式は公共下水道への接続とし、古川横断は、さや管推進工法とありますが、具体的な工法を何か想定されてますでしょうか。また地盤改良についても想定されてますでしょうか。	前段：具体的な工法の想定はありません。 後段：推進工法における坑口部等の地盤改良を想定しています。
217	要求水準書	33	第2	3	(1)	ア		【3排水設備（3）排水設備】 水質サンプリング排水の排水先は以下のどれにあたるでしょうか。水質計器、手分析（検査室の蛇口水）それぞれについて教えてください。 ①汚水（下水道） ②雨水（河川放流） ③排水池（オープンorクローズドシステム）	水質計器において薬品を使用しないものは③排水池とし、薬品を使用するものは①汚水とします。また、手分析からの排水は①汚水とします。
218	要求水準書	33	第2	3	(1)	ア		雨水排水先は古川とし、古川までの排水設備を整備するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
219	要求水準書	33	第2	3	(1)	ア	図表18	事業エリアからの排水流末は、既設天日乾燥床排水ポンプ槽からの古川への排水口を利用してもかまわないでしょうか。	利用可能です。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
220	要求水準書	34	第2	3	(1)	ア	5 給湯設備(2)に記載の浴室は、シャワー室と読み替えるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	要求水準書	38	第2	3	(1)	ア	図表18の2 部屋諸元で、(9)水質試験室と(36)水質検査室について、それぞれの部屋の用途等、違いについて教示願えないでしょうか。	水質試験室は、ジャーテスト等を実施する部屋です。 水質検査室は、要求水準書別紙4を参照してください。
222	要求水準書	38	第2	3	(1)	ア	水質試験室はジャーテスト等を実施するためのスペースという理解でよろしいでしょうか。また、水質検査室や水質計器室の一角ではなく、水質試験のための個別の部屋を設けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解のとおりです。 後段：水質試験室と水質計器室は、一部屋に集約して構いません。別室とする場合は、隣接してゾーニングしてください。
223	要求水準書	39	第2	3	(1)	ア	3ゾーニングに記載の各項目を満足するためには、管理棟正面入口が2階以上とする必要があります。（監視室を上階へ配置、かつ、監視室と事務室1は集約し同一フロア、かつ、事務室1は正面入口近傍とあるため）浸水対策として、盛土でかさ上げを行うこととなっていますが、前記の理解で間違いはないでしょうか。	盛土によるかさ上げを行います。想定外の被害を考慮し、被害を極力抑える観点から、原則として上階へ設置します。
224	要求水準書	39	第2	3	(1)	ア	図表18 (管理棟)_2 部屋諸元に示される会議室は、見学者は使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	要求水準書	39	第2	3	(1)	ア	図表18 (管理棟)_3ゾーニング_(2)維持管理への配慮_ウに示される各部屋は原則として集約して同一のフロアに配置するとの表記であるが、配置上難しい場合はフロアが分かれてもかまわないとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
226	要求水準書	42	第2	3	(1)	ア	図表18の見学・研修施設に関して、(4)・・・消火栓1基を、施設入口付近に設置予定とありますが、別途事業で消火栓を設置し、本事業で布設する給水管から別途事業で分岐して消火栓に接続するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	要求水準書	42	第2	3	(1)	ア	90 m ² 以上の資機材倉庫兼工作室と120m ² 以上の資機材倉庫両方共に車の出入りが可能とする、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
228	要求水準書	42	第2	3	(1)	イ	図表19 機械設備設計の要求水準 共通事項「1 現場にて電動制御可能な設備については、自動・手動運転が可能な設備、構造とすること」とありますが、自動運転が可能な設備は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
229	要求水準書	42	第2	3	(1)	イ	図表19の共通事項で、6 処理水量の変動に対応可能な・・・とありますが、整備後の新仁井田浄水場における処理水量の変動幅（日最小、日平均、日最大）について教示願います。なお、日最大処理水量は計画浄水量71,900m ³ /日との理解でよろしいでしょうか。 また、一日の中で時間的に処理水量に変動がある場合は、時間変動の幅についても教示願います。	前段：No. 106参照 中段：ご理解のとおりです。 後段：時間変動は想定しておりません。
230	要求水準書	42	第1	3	(1)	イ	沈砂池について、「機器の保守点検や清掃時の止水を目的とした流入、流出、連絡ゲートを設置すること。」とあります。配管で接続する場合、ゲートの代わりに弁を設置して機能を満足すれば問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
231	要求水準書	43	第2	3	(1)	ア	図表18 粉末活性炭の接触時間は、急速攪拌池～フロック形成池間の凝集工程も含めてもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）質問回答No. 151、152参照
232	要求水準書	43	第2	3	(1)	ア	フロック形成池の機械攪拌について、季節変動による攪拌力の調整とは具体的に何を指すかご教示下さい。	季節による水量と水質の変動に対する攪拌強度の調整を想定しています。
233	要求水準書	43	第2	3	(1)	イ	図表19の活性炭処理設備で、2・・・最大浄水量における・・・とありますが、最大浄水量とは計画浄水量71,900m ³ /日との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
234	要求水準書	43	第1	3	(1)	イ	粉末活性炭が原水に対して十分に混和、接触が可能な構造とし、系統ごとの運転を行う場合においても、最大浄水量における粉末活性炭接触時間が20分以上確保できること。」とありますが、最大浄水量とは計画浄水量（71,900m ³ /d）でしょうか。また系統ごとの運転とは複数系列のうち1系列のみ運転した場合でしょうか。以上と解釈した場合、例として2系列設置した場合は、1系列分で計画浄水量（71,900m ³ /d）に対して20分の接触時間を確保することが必要となりますが、この理解が正しいかご教示ください。	「最大浄水量における粉末活性炭接触時間が20分以上確保できること」についてはご理解のとおりですが、「系統ごとの運転」とは複数の系列があった場合は系列ごとに注水量を制御できる設備とすることであり、2系列設置した場合に1系列で計画浄水量に対応することではありません。	
235	要求水準書	44	第2	3	(1)	ア	提供資料3 仁井田浄水場薬品注入実績データに記載のない中次亜、後次亜のデータを開示願います。	「別紙4 残留塩素管理表」を参考としてください。	
236	要求水準書	44	第2	3	(1)	イ	図表19の薬品注入設備に関して、4の(5)でPACの最大注入率が130mg/Lとなっていますが、要求水準書（案）に関する質問回答No.37の手分析による実績の最大濁度1,500度を観測した際にPACを何mg/L注入していたか、注入実績を教示願います。	最大濁度1,500度を手分析で計測した際は、100mg/Lで注入しましたが、取水を制限した状態（1群停止、2群1,300m ³ /h程度）での運転です。	
237	要求水準書	44	第2	3	(1)	図表19	薬品注入設備	4項に示される「提供資料3」を確認したところ、次亜に関するデータがありません。追加で公開いただけるでしょうか。	「別紙4 残留塩素管理表」を参考としてください。
238	要求水準書	44	第2	3	(1)	図表19	薬品注入設備	8項に示される各貯留槽の容量は、全容量の理解でよろしいでしょうか。また、貯留槽の形状は事業者提案の理解でよろしいでしょうか。	薬品貯留槽および小出槽の容量は、有効容量を示しています。
239	要求水準書	45	第2	3	(1)	イ	図表19の送水施設に関して、既設送水ポンプの水撃現象検討資料を提供いただいておりますが、手形山送水ポンプに関しては送水管縦断図のみのため、手形山送水ポンプのウォーターハンマー検討書も提供願えないでしょうか。	該当資料の閲覧は終了しました。	

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
240	要求水準書	45	第2	3	(1)	イ	図表19の送水施設に関して、提供資料の「豊岩浄水場第6期拡張工事設計図」の「送水管布設工事その1～4設計図」に管路縦断図とサージタンクの図面がありますが、記載されている文字や数字が読み取れないため、読み取れる形で再度提供いただくか、あるいは追加で資料の閲覧をさせていただけないでしょうか。	該当資料の閲覧は終了しました。	
241	要求水準書	45	第2	3	(1)	イ	図表19	送水施設において、豊岩系はVVVF・流量制御とありますが、p48では回転数+台数制御とあります。どちらが正でしょうか。	回転数（流量制御）+台数制御が正です。
242	要求水準書	45	第2	3	(1)	イ		急速ろ過池に、ろ過開始時の「スロースタートの運転が可能」とありますが、構造的に自然平衡型ろ過池ではろ過開始時はろ過速度0から開始し、ろ過池と流出渠の水位差に応じてろ過速度が上昇するスロースタート機能を有しています。したがって、スロースタート機能とはこの機能を指し、自然平衡型ろ過池の場合はそれ以上の機能を付加する必要はないと認識してよいでしょうか。	事業者提案とします。
243	要求水準書	46	第2	3	(1)	ウ		電気室は、原則2か所（管理棟、薬品活性炭棟）とすることとありますが、メンテナンス性を考慮した際は例外とするという認識でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。
244	要求水準書	46	第2	3	(1)	ウ	受変電設備8	「薬品・活性炭棟の受電部は、VCB（真空遮断器）の一次側にDS（断路器）を設置すること。」とあります。薬品・活性炭棟への配電電圧は高圧以上が前提になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	要求水準書	46	第2	3	(1)	ウ	図表20	受変電設備2)「受電方式は、高圧2回線方式（予備電源）とすること」となっていますが、電気事業者からの回線は異なる系統の回線を引き込む計画でしょうか。また、想定受電点などが決まっていればお知らせください。	ご理解のとおりです。想定受電点の提示は控えさせていただきます。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
246	要求水準書	46	第2	3	(1)	ウ	図表20 電気設備設計の要求水準 受変電設備「3 配電電圧は、容量が大きい送水ポンプ設備を3相400Vとし、その他プラント負荷および建築付帯設備を3相200V、照明・コンセントを単相200-100Vで配電すること。」とありますが、送水ポンプ設備以外でも容量が大きい負荷は3相400Vで計画してもよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
247	要求水準書	46	第2	3	(1)	ウ	配電電圧について、「容量の大きい送水ポンプ設備を3相400Vとし、その他は・・200V」と記載がありますが、当該機器以外でも容量等が大きく、400Vの方が合理的或いは経済的と判断できる場合は、400V仕様も可能と判断してよろしいでしょうか。	No. 246参照
248	要求水準書	46	第2	3	(1)	図表20	受変電設備 3項に示される電圧は配電電圧であり、プラント負荷電圧を200Vに限定するものではない理解でよろしいでしょうか。小弁類など、1φ100Vの採用は可能でしょうか。	事業者提案とします。
249	要求水準書	47	第2	3	(1)	ウ	図表20 受変電設備11)「将来の紫外線処理施設、見学・研修施設用の容量や電源分岐方法などを考慮した仕様とすること。また配線ルートについても将来建設予定地周辺まで埋設管を埋設し、ハンドホールまで整備すること。（埋設配管は建設予定地直近のハンドホール留めとする）」とありますが、見学・研修施設は配置計画までと記載されているので、具体的な容量計算は実施設計で行われると想定します。そのため、設備電源容量等のご提示願います。	本事業で実施する基本設計（配置）から想定をお願いします。
250	要求水準書	47	第2	3	(1)	ウ	非常用自家発電設備2 敷地境界での騒音規制値が65dB(A)以下であれば非常用自家発電設備のパッケージは不要と考えます。オープン型の非常用自家発電設備を採用しても構わないかご教示ください。	原文のとおりとします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
251	要求水準書	47	第2	3	(1)	ウ	図表20	非常用自家発電設備1) 「～対象負荷は、本施設の運用を維持し、水供給に影響がないよう配慮する～」とありますが、貴市として、自家発電運転時において、 ・稼働させるべき設備 ・同時に運転が必要な設備 例) 浄水設備と送水設備 ・浄水量 ・給水量 についてご教示願います。	事業者提案とします。
252	要求水準書	47	第2	3	(1)	ウ		図表20の非常用自家発電設備に関して、対象とする負荷には将来設置予定の紫外線処理設備も含める必要があるでしょうか。 含める必要がある場合、事業者が提案する紫外線処理設備の仕様と則った負荷容量を見込むことで構わないでしょうか。 また、本事業対象外である実施設計において紫外線処理設備が提案仕様と異なり、非常用自家発電設備の容量アップ等が生じた場合には、変更協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	紫外線処理施設は、事業者が提案する仕様と則った負荷容量を見込んでください。 本事業対象外である施設によって、自家発電設備の容量アップが生じた場合には、変更協議に応じます。
253	要求水準書	47	第2	3	(1)	ウ		非常用発電機のバッテリー容量について、始動回数指定がございましたらご教示下さい。	「電気設備工事一般仕様書・同標準図（地共）日本下水道事業団」の仕様をご参照ください。
254	要求水準書	47	第2	3	(1)	ウ	図表20	新仁井田浄水場の立地条件として、騒音振動規制はないとありますが、非常用自家発電設備の騒音規制値は敷地境界で65dB以下とあります。これは、周辺住民との協定などで決められた規制値でしょうか。 また建設期間中に周辺環境への影響で特に配慮すべき項目はありますでしょうか。	前段：自主規制の値です。 後段：要求水準書P63(7)環境対策をご参照ください。
255	要求水準書	47	第2	3	(1)	ウ	特殊電源設備 1	「CVCF」では蓄電池容量が大きくなりすぎると、CVCF故障時に直流電源装置と無停電電源装置の両方の機能が喪失する可能性があります。電源喪失のリスク回避のために「CVCF」を「直流電源装置」と「無停電電源装置」に分割して設置することで構わないかご教示ください。	検討結果で分割することによるメリットが確認できれば、「直流電源装置」と「無停電電源装置」に分割することも認めます。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
256	要求水準書	47	第2	3	(1)	ウ	計装設備においては、各設備毎の計測項目を指定頂いています。しかし、今回選定の施設や機器によっては、項目が必ずしも適切でない計器も含まれていると考えます。 安全かつ安定した運転管理を行い、かつ維持管理性の良い施設を提案するため、必要な仕様、数、設置個所に事業者側で計測項目を見直し提案することは可能でしょうか。	要求水準以上の提案としてください。	
257	要求水準書	47-50	第2	3	(1)	ウ	全般	新仁井田浄水場電気設備設計において、「〇〇を標準とすること」と指定されている項目は、必ず〇〇を採用しなければならないのかご教示ください。 例：鉛蓄電池(長寿命型)を標準とすること。	「〇〇を標準とすること」は、〇〇の採用を要求したのではなく、一般的、平均的な仕様として〇〇を求めたものですが、より高度な提案を否定するものでは有りません。
258	要求水準書	48	第3	3	(1)	ウ	図表20	計装設備3) 「なお、バイパス管には、携帯式の流量計を設置できる直管部を設けること」と記載されていますが使用される携帯式の流量計の仕様(必要直管長)をご提示願います。 また、本携帯式の流量計は、応募者より提案してもよろしいでしょうか。	「水道施設設計指針(2012)」の超音波流量計の仕様をご参照ください。
259	要求水準書	48	第2	3	(1)	ウ		図表20の計装設備に関して、1(1)～(10)各施設の計測項目一覧の水位、液位について、全ての水位、液位を連続計測(アナログ信号発信の水位計を設置)する必要はなく、設備の運転監視制御に問題がない場合、水位電極(レベルスイッチ)で構わないとの理解でよろしいでしょうか。 (例えば、混和池・フロック形成池・薬品沈澱池は通常、水位変動はないため、水位を連続計測する意味はないと考えます。)	原文のとおりとします。
260	要求水準書	48	第2	3	(1)	ウ		図表20の計装設備に関して、1(2)混和池・フロック形成池・薬品沈澱池における界面について、貴局として、どこ(何)の界面の計測を想定された要求事項か、教示願えないでしょうか。 (もし計測するとすれば、沈澱池排泥ホップに堆積する汚泥界面の計測が想定されます。)	薬品沈澱池を想定しております。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
261	要求水準書	48	第2	3	(1)	ウ	図表20の計装設備の4で、新仁井田浄水場との通信異常が生じた場合の制御方法は、・・・とありますが、「新仁井田浄水場との通信異常が生じた場合」とは、具体的にどのような事象のことか、教示願えないでしょうか。（新仁井田浄水場から豊岩浄水場送水ポンプの運転制御が遠隔で行えなくなった場合ということでしょうか。）	新仁井田浄水場から豊岩浄水場送水ポンプの運転制御が遠隔で行えなくなった場合を想定しております。
262	要求水準書	48	第2	3	(1)	ウ	豊岩配水場への送水は、豊岩浄水場送水ポンプを優先に運転を行う、との記載がありますが、豊岩配水場へは新仁井田、豊岩同時に送水しない想定であるとの理解でよろしいでしょうか。	豊岩配水場への送水は、新仁井田浄水場と豊岩浄水場から同時に送水しますが、豊岩浄水場からの送水を優先とします。
263	要求水準書	48	第2	3	(1)	ウ	図表20 計装設備において、原水水量、ろ過水量、送水量等の測定は電磁流量計を用いて行うこと。とありますが、ここで「送水量等」の「等」とは具体的にどの水量を計測するのでしょうか。	原水水量、ろ過水量、送水量は電磁流量計を用い、そのほかに電磁流量計とした方がよい計測項目があれば事業者提案とします。計測項目一覧から判断してください。
264	要求水準書	48	第2	3	(1)	ウ	計装設備において、原水流量とは、導水管から沈砂池へ流入する河川からの取水量を測定するとの理解でよろしいでしょうか。	原水流量は、取水ポンプの吐出量を測定することを想定しています。
265	要求水準書	49	第2	3	(1)	ウ	監視制御設備6 「計装信号は、直送により監視室の計装盤へ信号伝送すること。」とあります。これは「計装信号は現場から監視室までアナログ信号を直送すること」と読み取れますが、この認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	要求水準書	49	第2	3	(1)	ウ	監視制御設備6 「計装信号は、直送により監視室の計装盤へ信号伝送すること。」とあります。これは水質計器の信号だけでなく全ての計装信号を直送で監視室の計装盤で指示するという認識でしょうか。計装盤の計装表示項目は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
267	要求水準書	49	第2	3	(1)	ウ	監視制御設備6 「大画面モニターを1台設置すること。画面サイズは、100インチ以上とすること」とありますが、100インチ未満のモニタを複数台手配・配置し、100インチと同等以上の画面サイズを設けることで要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか。	100インチ未満であっても、複数台を配置して100インチと同等以上の画面サイズであれば要求水準を満たすものとします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
268	要求水準書	50	第2	3	(1)	ウ	監視制御設備 6	新仁井田浄水場における場外施設との通信において、場外施設のテレメータ（子局）を更新対象とした場合、電源は既設設備より供給して頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
269	要求水準書	50	第2	3	(1)	ウ	監視制御設備 6	新仁井田浄水場における場外施設との通信において、場外施設のテレメータ（子局）を更新対象とした場合、子局のテレメータ装置のみの部品交換とするか等は、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	原文のとおり、装置本体を更新としてください。
270	要求水準書	50	第2	3	(1)	ウ	監視制御設備 6	新仁井田浄水場試運転時の仮設管理棟監視室での新・旧監視を可能にすることに対して、前回の質問回答にて、「新仁井田監視装置のLCD監視装置を仮設管理棟監視室に設置する」との回答を頂いていましたが、試運転時は、新設LCD監視装置を1台移設し、試運転終了後、新中央監視室に1台戻す形とし、計4台新設LCD監視装置を設置することで考え、試運転時は、一時的に、新中央監視室の新設LCD監視装置は3台でも良いという意味で受け取ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
271	要求水準書	50	第2	3	(1)	ウ	監視制御設備 6	試運転時に仮設管理棟監視室に設置する新設LCD監視装置用の電源は、既設設備より電源供給頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	要求水準書	50	第2	3	(1)	ウ	監視制御設備 6	ITVシステムに関して、参考に、既存施設は、どこを監視していたか、ご教示願います。	防犯的な観点から、回答は控えさせていただきます。
273	要求水準書	50	第2	3	(1)	ウ		図表20の監視制御設備で、12取水施設に設置される電動ゲート・・・とありますが、この取水施設とは整備対象外の取水施設か、それとも整備対象の取水施設か、どちらでしょうか。 また、整備対象外の取水施設の場合、動力・制御ケーブルおよび電線管の布設が本事業の対象となっていますが、設置される電動ゲートの台数や仕様、具体的な設置位置等について教示願います。	前段：整備対象外の取水施設を示します。 後段：接合井に2基を設置予定としています。なお、設置位置は、浄水場側（堤内地側）を予定しています。仕様は検討中です。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
274	要求水準書	50	第2	3	(1)	図表20 監視制御設備	15項ITVシステムに、「〃各〃ろ過池」の記載がありますが、水処理システムの状況把握用であれば、個別ろ過池それぞれには不要と料します。記載の趣旨はろ過池を系統別とした時、「各系列」を意味すると理解しますがよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
275	要求水準書	51	第2	3	(1)	ウ 監視制御設備 16	活性炭処理設備における現場操作盤の「粉塵対応仕様」とは、JIS C 0920：2003(電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード))においてどの保護等級を指しているのかご教示ください。	IP5X以上を想定しております。
276	要求水準書	51	第2	3	(1)	ウ 太陽光発電設備 2	太陽光発電設備の「設置場所は、上屋屋上とする」と記載があります。設置場所を上屋屋上に限定してしまうと、建屋建設コストが上昇し、本項目に関する要求水準以上の事業者提案が難しくなるため、仁井田浄水場敷地内のグラウンドレベル(地上)の空きスペースへの設置を検討することも事業者提案と考えてよろしいでしょうか。太陽光発電設備を地上設置した場合、貴市にとって以下のメリットが生じると考えます。 ①見学者コースにも設置して一般道からも見えるようにすることで、環境配慮を市民に提示することが可能でイメージアップに繋がります。 ②新設する建築物への荷重の影響を減らすことが可能です。 ③工事の容易性に優れます。	要求水準書のとおり、設置場所は上屋屋上とすることは要求事項としますが、その他地上設置は個別に判断します。
277	要求水準書	51	第2	3	(1)	ウ 太陽光発電設備 2	仮に、太陽光モジュールを上屋屋上のみと設置とした場合、様々な施設の上屋屋上に太陽光モジュールを設置し、合計で、最大公称出力107kW以上とすることで、要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
278	要求水準書	51	第2	3	(1)	エ	外構施設の防犯対策について、具体的にご教示願います。また、指定のフェンス仕様がありましたらご教示願います。	前段：外部からの進入が容易にできない構造を求めます。 後段：指定のフェンス仕様はありません。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
279	要求水準書	51	第2	3	(1)	エ	図表21	場内整備において、入出場門は、危機管理時の二重動線を考慮した配置とすること。とありますが、危機管理時の入出場門を別途設けるという意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
280	要求水準書	53	第2	3	(2)	ア		豊岩浄水場から豊岩配水場への送水管は、既設送水管（仁井田浄水場→豊岩配水池）の途中に接続するルートとすることが可能との理解でよろしいでしょうか。	既設送水管への接続は不可とします。
281	要求水準書	53	第2	3	(2)	ア		急速ろ過池改造（クリプト対策）については、「ア 土木・建築構造物設計」の項目に入っていますが、事業者側の提案により、機械設備設計およびそれに伴う電気設備設計の改造にて実施することで良いでしょうか。	プラント設備や土木・建築の改造に限定していません。
282	要求水準書	53	第2	3	(2)	ア		図表22 土木・建築構造物設計の要求水準に急速ろ過池改造の項目が記載されていますが、プラント設備の改造ではなく、土木・建築設備の改造を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	No. 281参照
283	要求水準書	53	第2	3	(2)	ア		急速ろ過池改造に、ろ過開始時の「スロースタートの運転が可能」とありますが、一般的に自然平衡型のろ過池はろ過開始時はろ過速度0から開始し、ろ過池と流出渠の水位差に応じてろ過速度が上昇するスロースタート機能を有しています。したがって、スロースタート機能とはこの機能を指し、既設ろ過池のろ過開始が正常に行われることを確認すればよいと理解してよいでしょうか。	既設のろ過池では、クリプトスポリジウム等対策としての機能が不十分であることから、機能の増強を想定しております。
284	要求水準書	53	第2	3	(2)	ア		急速ろ過池改造について、今回事業の範囲はクリプト対策への改造に必要な機器のみ更新と理解してよろしいでしょうか。機能的に更新不要でも、契約後の調査により老朽化等の理由で更新が必要と判断された機器は、設計変更等により貴局負担と理解しますがよろしいでしょうか。	個別の事案を勘案して協議します。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
285	要求水準書	54	第2	3	(2)	イ	図表23の共通事項で、6 処理水量の変動に対応可能な・・・とありますが、整備後の豊岩浄水場における処理水量の変動幅（日最小、日平均、日最大）について教示願います。なお、日最大処理水量は計画浄水量40,550m ³ /日との理解でよろしいでしょうか。 また、一日の中で時間的に処理水量に変動がある場合は、時間変動の幅についても教示願います。	前段：No. 124および1 回目提供資料「23豊岩浄水場運転試験」をご参照ください。 中段：ご理解のとおりです。 後段：時間変動は想定しておりません。
286	要求水準書	54	第2	3	(2)	イ	図表23の活性炭処理設備で、7 処理水と手洗いのための給水管を既設配管から分岐し、・・・とありますが、豊岩浄水場内における給水管の管種や口径、布設位置（布設ルート）が分かる図面を提供いただけないでしょうか。	該当資料の閲覧は終了しました。
287	要求水準書	54	第2	3	(2)	イ	図表23の送水施設に関して、既設浜田送水ポンプの停止可能（浜田配水場への送水停止可能）な時間帯および時間（日中の●●時～▲▲時、夜間の◆◆時～▼▼時等）について教示願います。	連続停止可能時間は、4 時間程度と想定していますが、時間帯は個別協議とします。
288	要求水準書	55	第2	3	(2)	イ	送水配管の一部を分岐し、逆洗・表洗管、既設場内給水配管に接続することとありますが、既設急速ろ過池の逆洗頻度、および逆洗・表洗必要水量をご教示下さい。	実施方針質問回答No. 6 および1 回目提供資料「23豊岩浄水場運転試験」をご参照ください。
289	要求水準書	55	第2	3	(2)	イ	図表23 4 要求水準書では「ポンプの形式および台数は事業者提案とするが、台数は系統ごとに3 台（内1 台予備）以上とし、年次別の送水量に対応できる編成とすること。」と記載がありますが、別紙6 豊岩取水場および浄水場電気設備参考資料 ◆豊岩取水場および浄水場負荷リストでは実働容量（今回）に4台（内1台予備）と記載されています。ポンプの容量および台数については、要求水準書の通り、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
290	要求水準書	55	第2	3	(2)	ウ	受変電設備(豊岩浄水場) 4 別紙6 豊岩取水場および浄水場電気設備参考資料 ◆豊岩浄水場 特高変電所平面図	特高変電所の既設発電機引込盤(1HAG)は当社の盤と母線接続の対応ができないため、事業者にて、対処方法を検討の上、撤去することも1つの対処方法とし、事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	撤去することも一つの対処方法と認めますが、新設する設備は本事業に含むものとします。
291	要求水準書	55	第2	3	(2)	ウ	受変電設備(豊岩浄水場) 4 別紙6 豊岩取水場および浄水場電気設備参考資料 ◆豊岩浄水場 特高変電所平面図	設計・建設期間において、特高変電所の既設6kV引込盤(1H20)を用いて、当該盤を撤去するまでの間において、受電方法を事業者で確認を実施し、その内容を踏まえ、事業者提案にて対応と考えて、よろしいでしょうか。	特高変電所の既設6kV引込盤(1H20)は他施設と接続しているため使用できません。
292	要求水準書	55	第2	3	(2)	ウ	受変電設備(豊岩浄水場) 6 3相200V配電の場合、電圧降下が大きくケーブルサイズが大きくなる設備があるため、3相400V配電することで経済性、施工性ともに改善される等が考えられるため。その他、様々な状況を踏まえ、配電電圧は、事業者提案とさせて頂きたいと考えております。	豊岩浄水場送水ポンプ設備以外の場内設備への配電電圧は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
293	要求水準書	55	第2	3	(2)	ウ	図表24 受変電設備(豊岩浄水場)1)「受電方式は、高圧2回線方式(予備電源)とすること」となっていますが、電気事業者からの回線は異なる系統の回線を引き込む計画でしょうか。また、想定受電点などが決まっていればお知らせください。		前段：ご理解のとおりです。 後段：想定受電点の提示は控させていただきます。
294	要求水準書	55	第2	3	(2)	ウ	図表24 受変電設備(豊岩浄水場)3)「別紙6に示す特高変電所内、管理本館工作室・作業員控室内、新電気室(新築)を候補地とし」とありますが、複数箇所を使用してもよろしいでしょうか。		維持管理性などを考慮した結果、複数箇所で使用することのメリットが示せれば使用しても問題ありません。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
295	要求水準書	55	第2	3	(2)	ウ	図表24	受変電設備（豊岩浄水場）3）「別紙6に示す特高変電所内、管理本館工作室・作業員控室内、新電気室（新築）を候補地とし」とありますが、特高変電所内を使用する場合、機器の搬出入口がありません。機器搬出入口として取外し可能な仮壁部分はありますでしょうか。	変圧器室内の壁の撤去は可能ですが、稼働中の施設であるため注意が必要です。
296	要求水準書	55	第2	3	(2)	ウ	図表24	豊岩浄水場管理棟の建築物の構造を確認するため、建築図の完成図に関して資料を提供もしくは閲覧許可をお願いします。	該当資料の閲覧は終了しました。
297	要求水準書	55-57	第2	3	(2)	ウ	全般	豊岩浄水場電気設備設計において、「〇〇を標準とすること」と指定されている項目は、必ず〇〇を採用しなければならないのかご教示ください。例：動力制御盤方式を標準とすること。	No. 257参照
298	要求水準書	56	第2	3	(2)	ウ	受変電設備（豊岩取水場）	負荷設備集計表の取水ポンプは備考欄に「PWMインバータ」の記載があります。当該負荷は高調波抑制対策済みの製品（※）かご教示ください。 ※「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン附属書」における換算係数がK5またはK6に該当する製品	高調波抑制対策済みの製品です。
299	要求水準書	56	第2	3	(2)	ウ	図表24	受変電設備（豊岩取水場）1）「受電方式は、高圧2回線方式（予備電源）とすること」となっていますが、電気事業者からの回線は異なる系統の回線を引き込む計画でしょうか。また、想定受電点などが決まっていればお知らせください。	前段：ご理解のとおりです。 後段：想定受電点の提示は控えさせていただきます。
300	要求水準書	56	第2	3	(2)	ウ		図表24の計装設備に関して、(1)浄水池・送水施設の計側項目：水位について、浄水池は既存の施設であるため、水位計も既存のものを流用できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	要求水準書	57	第2	3	(2)	ウ	図表24	監視制御設備2）「更新により不要となる既設盤の撤去も本事業の対象とする」とありますが、中央監視室の既設グラパネ周囲の壁および電算室へ行くための扉も撤去対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
302	要求水準書	57	第2	3	(2)	ウ	監視制御設備 6	「計装信号は、直送により監視室の計装盤へ信号伝送すること」と記載されていますが、「直送」と「伝送」が両方あるため、どちらにするか事業者提案にて決定すると認識しておりますが、よろしいでしょうか。（例：コントローラ間における光ケーブル（一本）にてI/Fすることを伝送といい、コントローラに信号数分のケーブルを敷設することでI/Fすることを直送と呼ぶことを想定しています。）	直送とします。
303	要求水準書	57	第2	3	(2)	ウ	図表24	監視制御設備6) 「設備単位でプロセスコントローラを設置し、連動制御および計装制御を行うとともに、信号の伝送も行うこと」との記載がございますが、例えば受変電と自家発で一台のコントローラのように、設備をまとめた形でコントローラを設置することは可能でしょうか。	事業者提案により、維持管理性、信頼性の点でメリットが確認できれば可能です。
304	要求水準書	57	第2	3	(2)	ウ	図表24	監視制御設備8) 「豊岩浄水場－浜田配水場、仁井田浄水場－豊岩浄水場、豊岩浄水場－豊岩取水場のテレメータは、新規で設置すること」となっておりますが、要求水準書（案）に関する質問への回答No216に「新仁井田浄水場と豊岩浄水場の相互監視はVPN等の専用回線で実施する」との記載があるため、通信方式はテレメータ方式以外の方式を提案することでもよろしいでしょうか。	制御が伴う施設については、専用回線とします。それ以外の施設は、セキュリティや災害時の信頼性が確保できる方式であれば事業者提案も可能です。
305	要求水準書	57	第2	3	(2)	ウ	図表24	監視制御設備8) 「豊岩浄水場－浜田配水場」のテレメータにおける伝送信号項目は、別紙6「豊岩取水場および浄水場入出力項目表」に記載がある「浜田配水池PH」、「浜田配水池残塩」、「浜田連絡弁（全閉、故障）」、「浜田配水池水位（HH, LL）」、「浜田系配水流量計 Hレンジ」、「浜田No. 1/No. 2配水池水位」、「浜田系配水流量」、「浜田系配水流量パルス」でよろしいでしょうか。もし、その他の信号項目がありましたらご提示願います。	閲覧資料の内容と現時点では変更ありません。
306	要求水準書	59	第2	4	(1)	サ		その他、局が必要とする調査の補助とありますが、具体的な調査業務内容はありますか。	現時点で想定している調査業務はありません。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
307	要求水準書	61	第2	5	(1)	カ	仮設資材については新品に限らない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
308	要求水準書	62	第2	5	(6)	ア	建設工事に必要となる水道について、要求水準書（案）に関する質問回答のNo. 60で「工事用水は無償で提供」とあります。一方で、No. 231では「有償で場内から分岐することが可能」となっていますが、事業者にて分岐、仮設配管等を布設することで、無償で提供いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	工事用水は無償で提供しますが、事務所等で使用する上水は有償とご理解ください。
309	要求水準書	別紙2					新設するDIPφ500（新設御所野送水管と御野場本管の合成管）内の水の流れをご教示ください。図面の上方向（古川方向）に流れるのでしょうか。それとも豊岩幹線GP1000A方向に流れるのでしょうか。	古川方向に流れます。
310	要求水準書	別紙5					入出力項目表に「俄沢浄水場」、「松淵浄水場」、「椿川浄水場」の信号項目の記載がありません、これら浄水場と新仁井田浄水場間のテレメータ伝送項目のご提示をお願いします。	閲覧資料の内容と現時点では変更ありません。
311	要求水準書	別紙6					「豊岩取水場および浄水場入出力項目表」について「3. グラパネコントローラ」の項目表がありますが既設のグラパネ並びにグラパネコントローラは不使用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
312	要求水準書	別紙6					「豊岩取水場および浄水場システム」について更新範囲の「中継端子盤AP1～5」に計装機器が収納されており、一部気象計器の変換器が含まれています。本機器のような変換器について、代替え機器が無い場合は流用してもよろしいでしょうか。	流用も可能です。
313	要求水準書	別紙6				豊岩浄水場管理本館単線結線図	既設のNo. 1、No. 2 750kVA変圧器盤にて母線からの端子取り出し改造も本事業範囲とすると記載されていますが、励突抑制開閉器を設ける仕様は本事業範囲外と認識しておりますが、よろしいでしょうか。（東北電力様より500kVAの高圧発電機の一次側に励突抑制開閉器を設けるよう、指示頂いた実績があり、改めて確認させて頂けると幸いです。）	原文のとおりとします。励突抑制開閉器の設置については必要により本事業内の範囲とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
314	要求水準書	別紙6					豊岩取水場配置図 (P74)	豊岩取水場に搬出入を行う際、接続されている道路に橋があり、その橋の耐荷重条件をご教示願います。また、豊岩取水場を建設した際に使用した重機の最大サイズをご教示願います。	前段：耐荷重はTL-20です。 後段：不明です。
315	要求水準書	別紙6	3					表3-2-5-3 負荷リスト（管理棟）に浜田配水場送水ポンプおよび豊岩配水場送水ポンプの自家発対象台数の記載があります。実働容量（今回）の運転台数と異なりますが、自家発対象台数は、既設自家発電設備容量により決定されているのでしょうか。	No. 289参照
316	要求水準書	別紙8						導水管の管底高がTP-7.640と既存施設と比べてかなり深い位置に計画されております。深い位置に導水管を計画した理由をご教示ください。	取水施設の構造によるものです。
317	要求水準書	-	-	-	-	-	-	現地見学会にて豊岩浄水場に防災用電源設備からの電源が接続されていることを確認しました。この防災用電源設備（秋田国見山発電株式会社）は、本事業後においても受電するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
318	要求水準書	-	-	-	-	-	-	現状の仁井田浄水場および豊岩浄水場の契約種別、契約電力をご提示いただけないでしょうか。	仁井田：特別高圧季節別時間帯別電力B/予備電力 B 1,800kW 豊岩：特別高圧季節別時間帯別電力B 700kW
319	事業者選定基準	1	第2					選定については、「提案価格および技術提案に係る非価格要素を総合的に評価」する「公募型プロポーザル方式」により実施するとあり、また募集要項1頁（第1）にて「（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）により」とあります。そうしますと、本件は競争参加者の設定方法としては随意契約であり、公共工事の品質確保の促進に関する法律の第3章第2節における第15条以下のいずれにもよらない貴市独自の方法での随意契約であって、「総合評価落札方式」ではないと理解してよろしいでしょうか。	本事業の事業者選定方式は、「公募型プロポーザル方式」です。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
320	事業者選定基準	2	第4	1			事業者選定のフローにおいて、事業者選定委員会に係る部分を破線で囲われていない部分は局側のみの対応範囲としてみなしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
321	事業者選定基準	3	第4	2	(1)	ア	「軽微な不備」ほどの程度を「軽微」と定義されているのかご教示ください。事業者選定基準のp4(4)アにも記載がありますので併せてご教示下さい。	事業者選定基準P2に記載のとおり、「軽微な不備：誤字、脱字、提案内容に影響のない修正」です。
322	事業者選定基準	3	第4	2	(2)	イ	第1次技術提案書の内容については、技術対話のための資料との位置付けで、技術評価の対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	事業者選定基準	5	第4	2	(5)		「技術評価点が同点の場合」は、技術評価点、価格評価点が全く同点というかなり稀なケースですが、「くじ引き」ではなく選定委員会による無記名投票で最優提案者を選定する方式へ変更をお願いできないでしょうか。	原文のとおりとします。
324	事業者選定基準	7	第5	3			本事業の提案内容は、技術評価点として、5段階で評価されるとのことですが、事業者選定委員会メンバーが5段階で評価を行い平均して、様式毎の点数を算出する形と考えてよろしいでしょうか。	評価方法の詳細については非公表とします。
325	事業者選定基準	7	第5	3			「I事業計画に関する事項、3各業務の実施体制と業務担当者の実績」の一部に関して定量的に評価するとありますが、定量的評価とは、設計業務における管理技術者、照査技術者、各工種の担当技術者、および建設業務における各工種の監理技術者（主任技術者）、現場代理人の実績の数、契約金額、実績の浄水場の規模（処理水量）等の合計で評価するということでしょうか。何を定量的に評価するのか教示願えないでしょうか。	評価方法の詳細については非公表とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
326	事業者選定基準	7	第5	3			技術提案内容の審査項目の得点化方法と技術評価点について、「技術評価点は、前表に示す得点化方法により算出した点数を合計する。」とありますが、事業者選定委員会の各委員の方の評価した点数を合計した数字で技術評価点が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	評価方法の詳細については非公表とします。事業者選定委員会による選定結果を公表する予定としておりますが、公表する内容は未定です。
327	事業者選定基準	7	第5	4			最低技術評価点に関して、仮に、1グループ入札だったとしても、最低技術評価点（175点）をクリアしていなければ、失格となるとの考えでよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	事業者選定基準	別表 2/11	I	4			評価の視点として「局が別途発注する工事の工程等が適切に設定されているか。」とありますが、局が別途発注する工事の内容や、想定の内容については別途提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	発注予定については以下のとおりです。 令和4年度：工所用仮設橋 令和5年度～7年度：取水塔、導水管等 新仁井田浄水場稼働後：既存施設撤去（既存取水・導水施設）、見学・研修施設、紫外線処理施設 上記以外の整備対象外施設：工事内容、工事場所、工期等は事業者提案とします。
329	事業者選定基準	別表 2/11	I	4			（局が別途発注する工事の工程等が適切に設定されているか。）とありますが別途工事の工程をご教示ください。	No. 328参照
330	事業者選定基準	別表 8/11	III	6	(1)		「・耐震性、耐久性に関する考え方は適切か。」とあります。 ここで言う「耐久性」とは設備更新までの耐久性（耐久時間）を指すのか、システムとしての「耐久性」を指すのか、それとも両方を指すのか、ご教示ください。	耐久性とは、設備の物理的な耐久性を指します。
331	事業者選定基準	別表 11/11					地域経済の項目で、協力企業としての市内建設企業の上請け（市内発注割合を見かけ上増やすため、地元企業が上位について、専門企業等に発注する）は禁止とのことでよろしいでしょうか。	不当な目的によるものは認められません。法令を遵守し、社会通念上適切と認められるスキームをご検討下さい。
332	事業者選定基準	別表 11/11					V 地域貢献に関する事項の「1 地域経済への貢献」において、協力企業としての市内建設企業の活用、および資機材の地元調達への配慮については、構成員からの直接発注のみ（一次下請まで）と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
333	事業者選定基準	別表	全般				評価の視点の趣旨に沿えば、記載が内容が重複してもそれぞれの様式で評価いただける（それぞれ技術点がもらえる）と考えてよろしいでしょうか。 例えば、6/11ページの「粉末活性炭処理に関する考え方」と7/11ページにある「粉末活性炭処理に関する考え方」は、注入方法・制御方法・運転方法と、言葉は使い分けておられますが、提案内容としては、重複する可能性が高いと考えています。	それぞれの評価の視点に基づいた提案を評価します。
334	提出書類作成要領および様式集	1	第1	2	(1)	イ	営業経歴書に記載すべき事項についてご教示願います。	競争参加資格審査申請における、「工事経歴書」および「測量等実績調書」を参考に記載してください。
335	提出書類作成要領および様式集	2	第1	2	(3)	オ	構成員となる市内建設企業の分担工事の合計額が、建設工事請負額の20%以上であることを示す誓約書又は協定書等の写し。とありますが最終の提案書提出時の提案価格書の時点で未達だった場合の措置をご教示願います。	失格となります。
336	提出書類作成要領および様式集	2	第1	2	(3)	オ	構成員となる市内建設企業の分担工事の合計額が、建設工事請負額の20%以上であることを示す誓約書又は協定書等の写しは添付資料として任意となっておりますが、最低限記載すべき事項についてご教示願います。	原文のとおり、構成員となる市内建設企業の分担工事の合計額が、建設工事請負額の20%以上であることを確認できる内容の記載を求めます。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
337	提出書類作成要領および様式集	3	第2	2	(1)		第1次技術提案書に提出内容に関して、「設計および建設工事に関する提案書」「施設計画図面集」ほぼ1式が提出対象となっています。一度提出してしまうと、事業者としては、提出資料の秘密保持を考えざるをえない状況で、本事業のように、9月中旬の最終技術提案書類の提出がある場合、尚更、第1次技術提案書の秘密保持を考えなければならない状況となります。第1次技術提案書においては、提案書、図面の提出は求めず、提案書の様式毎の「概要、要求水準と照らし合わせて確認すべき事項・確認したい事項」等を纏めた資料のみの提出に留め、提案書一式、図面一式の提出を求める現状の提出書類内容を見直して頂けないでしょうか。 (提案書の様式毎の「概要、要求水準と照らし合わせて確認すべき事項・確認したい事項」を纏めた資料があれば、技術対話で十分協議は可能と考えておりますので、是非とも御配慮願います)	原文のとおりとします。
338	提出書類作成要領および様式集	4	第2	2	(1)	ウ	第1次技術提案書の提出段階で、様式3-III-4、3-III-5、3-III-6における施設および設備リストまで提出する必要があるでしょうか。	原文のとおりとします。
339	提出書類作成要領および様式集	4	第2	2	(1)	オ	第1次技術提案書の提出段階では、市内建設企業の分担工事額や下請け工事の市内企業への発注額等は確定できないことが考えられますので、これらについては記載しなくても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	技術対話の際の基礎資料となりますので、可能な範囲で記載してください。
340	提出書類作成要領および様式集	4	第2	2	(1)	カ	第1次技術提案書の提出段階で、様式3-VIII 各様式の添付資料、様式3-IX 要求水準に関するセルフチェックシートまで提出する必要があるでしょうか。	技術対話の際の基礎資料となりますので、可能な範囲で提出してください。
341	提出書類作成要領および様式集	4	第2	2	(2)		第1次技術提案書の提出段階では、施設計画図面について十分に検討が進められていない内容もあると考えます。第1次技術提案書の提出段階で、施設計画図面集まで提出する必要があるでしょうか。	技術対話の際の基礎資料となりますので、可能な範囲で提出してください。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答	
342	提出書類作成要領および様式集	6	第4	1	(1)		「各書類に用いる言語は日本語」とあります。技術用語等では英語表記が必要な単語がありますが、その場合は日本語以外の言語を使用してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
343	提出書類作成要領および様式集	6	第4	2	(3)		規格欄に「A4版ファイル綴じ」とありますが、ファイル綴じの仕様（材質、表表紙や背表紙記載事項、片面印刷など）についてご教示ください。	特に指定はありません。	
344	提出書類作成要領および様式集	7	第4	3	(1)	エ	提案書価格の封筒、また各様式にコンソーシアム名を記載する箇所がありますが、コンソーシアム名は自由に決めてよろしいのでしょうか。	コンソーシアム名は任意とします。	
345	提出書類作成要領および様式集	8	第4	3	(2)		電子データは、Microsoft社製Word又はExcelとPDFと指定があります。各々のソフトウェアのバージョン、ファイル形式、保存形式についてご指定がありましたらご指示ください。ご指示がない場合は、事業者判断で提出します。	指定はありません。	
346	提出書類作成要領および様式集	8	第4	3	(3)	ア	第1次技術提案書に関して、「提出書類作成要領および様式集」に16部提出との記載がありました。これは、第1次技術提案書も事業者選定委員会メンバーが内容を確認する予定という事を意味していますか。	事業者選定基準に記載のとおり、第1次技術提案書の内容については、局が確認を行うこととしています。	
347	提出書類作成要領および様式集	8	第4	3	(3)	ア	第1次技術提案時の提出書類について、イの技術提案時の提出内容について、技術対話で確認していない事項についても変更は認められるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
348	提出書類作成要領および様式集	8	第4	3	(3)	ア	(5)	施設計画図面集は、A3版見開き製本とありますが、A3ファイルでの提出に変更してもよろしいでしょうか。	第1次技術提案時および技術提案時のいずれも可とします。
349	提出書類作成要領および様式集	9	第4	3	(3)	イ		提出書類（4）で様式2-IV-①、②も封筒に入れて封印することとありますが、様式2-IV-②の添付資料である内訳明細書も封筒に入れて封印するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
350	提出書類作成要領および様式集	10	第4	3	(4)		「表紙および中表紙には内容が分かるインデックスを添付すること。」とあります。 「内容が分かる」とは、提案の内容に関する概要を記すのか、目次程度の情報(大項目、中項目など見出し)を記すのか、具体にご指示ください。	目次程度の情報（大項目、中項目など見出し）とご理解ください。
351	提出書類作成要領および様式集	10	第4	3	(4)		「残り15部は社名等を特定できる表現（ロゴマーク等を含む。）を全て削除すること（表紙も含む。）。」とあります。 特許番号など詳しく調べることで社名が分かる情報についても削除する必要があるのか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
352	提出書類作成要領および様式集	10	第4	3	(4)		「残り15部は社名等を特定できる表現（ロゴマーク等を含む。）を全て削除すること（表紙も含む。）。」とあります。 「削除」とは黒く塗りつぶす(墨消し)ことによるのか、ご教示ください。	黒く塗りつぶすことでも構いません。 削除の方法は任意とします。
353	提出書類作成要領および様式集	10	第4	3	(4)		「提案書目次」の様式は任意との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	提出書類作成要領および様式集	10	第5				様式の字体の大きさは12ポイントと明記頂いていますが、字体の様式（明朝、ゴシック等）は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
355	提出書類作成要領および様式集	10	第5				様式の字体の大きさは12ポイントと明記頂いていますが、図や表の中に記載する自体は、12ポイントより小さくてもよろしいでしょうか。（事業者選定委員会メンバーが見る事が出来る常識の範囲内の字体の大きさの調整を実施予定）	ご理解のとおりです。
356	提出書類作成要領および様式集	10	第5				図表内および図表タイトルの文字については、判読しやすいとの条件の範囲内で12ポイントでなくても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 355参照
357	提出書類作成要領および様式集	14	様式1-II	プロポーザル参加表明書			代表者の印鑑は必要との理解でよろしいでしょうか。	不要です。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
358	提出書類作成要領および様式集	14	様式1-II				コンソーシアム名の下にある【代表企業】は、設計及び建設工事請負契約書（案）の調印欄の（代表者）と異なってもよろしいですか。	コンソーシアムの代表企業と設計及び建設工事請負契約書（案）の調印欄の代表者が異なることは原則として認められません。
359	提出書類作成要領および様式集	14	第5	様式1	II		「秋田市上下水道事業管理者●●●●様」とありますが、●●●●にはどなたのお名前を記載すればよろしいでしょうか。	提出時点での秋田市上下水道事業管理者をご確認のうえ、記載してください。
360	提出書類作成要領および様式集	15	第5	様式1	III		「応募者の構成員一覧表」に記載する電子メールアドレスは、当該企業担当者のメールアドレスでよろしいでしょうか。	連絡先に記載した担当者と連絡可能なメールアドレスを記載してください。
361	提出書類作成要領および様式集	17	様式1-V	プロポーザル参加資格確認申請書			代表者の印鑑は必要との理解でよろしいでしょうか。	不要です。
362	提出書類作成要領および様式集	20	様式2-I				施設計画図面集の表紙および目次（図面目録）は不要でしょうか。必要な場合、表紙は様式3-VIを流用することでよろしいでしょうか。また、目次（図面目録）の様式は任意との理解でよろしいでしょうか。	施設計画図面集の表紙および目次を添付してください。様式は任意とします。
363	提出書類作成要領および様式集	27	様式2-IV-②				添付する内訳明細書は、A4版8ページ以内には含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	提出書類作成要領および様式集	30	第5				【様式3-I-1】 「4 仁井田浄水場の抱える課題を解決するための提案」とありますが、課題は「仁井田浄水場更新基本計画」に記載された課題（①施設・設備の老朽化。②浄水処理の不安定性③過大な施設規模④耐震性能の不足⑤危機管理機能の不備）との理解でよろしいでしょうか。他にあればご教示願います。	ご理解のとおりです。
365	提出書類作成要領および様式集	30他	様式3				本文の文字の大きさについてのご指定はありますか。また、図表の文字大きさの指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。改行幅、余白幅についてのご指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	提出書類作成要領および様式集 P10「第5 様式集」に記載のとおり、「内容が判読し易い字体とすること。字体の大きさは12ポイントを基本とし、様式の行間は適宜変更すること。」としてください。改行幅、余白幅は任意とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
366	提出書類作成要領および様式集	50他	様式3					リストの上下部欄外の注意文は、削除しても良いとの理解でよろしいでしょうか。 また、文字の大きさ、行数、余白幅に指定は無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段：構いません。 後段：No. 365参照
367	提出書類作成要領および様式集	32						様式3-I-2-(2)のように、「添付資料」の記載がない様式でも、必要に応じて添付資料の添付は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、添付する場合は様式3-VIIIに記載してください。 また、添付資料は各様式で示した上限のページ数には含まれません。
368	提出書類作成要領および様式集	33	第5					【様式3-I-3-①】 「業務の実施体制については、A4版1ページ以内で具体的に記述してください。」とありますが、何を具体的に記載するのかご教示願います。 (例) 構成員企業の記載内容	事業者提案とします。
369	提出書類作成要領および様式集	34						様式3-I-3-①(別紙)で、表中に所属会社名の項目がありませんが、記載不要との理解でよろしいでしょうか。 (様式3-I-3-②(別紙)には所属会社名の項目があります。)	複数の設計企業で応募する場合は、様式3-I-3-②(別紙)を参考に、所属会社名の欄を設けて記載してください。
370	提出書類作成要領および様式集	35	第5	様式3	I	3	②	建設業務に従事する者の資格・実績における予定主任技術者(予定監理技術者)および現場代理人の資格および実績についてですが、各工種において其々がJVを設定する場合、当該工種毎のJVの代表企業のみが記述するのでしょうか。または、各工種のJV代表企業のみならず構成企業すべてを記述するのでしょうか。	全ての構成企業の配置予定技術者について求めます。
371	提出書類作成要領および様式集	35	第5	様式3	I	3	②	建設業務に従事する者の資格・実績における予定主任技術者(予定監理技術者)および現場代理人の資格および実績についてですが、令和3年11月に公表された実施方針に関する質問への回答No53および実施方針(変更版)に関する質問への回答No6において、同じ工種の中で複数のJVを設立することは認められております。その場合、同じ工種での其々のJV代表企業が記述する必要がありますか。	No. 370参照

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
372	提出書類作成要領および様式集	35	第5	様式3	I	3	②	建設業務に従事する者の資格・実績における予定主任技術者（予定監理技術者）および現場代理人の資格および実績についてですが、令和3年11月に公表された実施方針に関する質問への回答No135では、「工場製作期間と現場施工期間の技術者を分けて配置しても構いません。」とありますがその場合、工場製作期間に配置した技術者の実績は対象となりますでしょうか。	全ての配置予定技術者について記述を求めます。
373	提出書類作成要領および様式集	35	第5					【様式3-I-3-②】 「業務の実施体制については、A4版1ページ以内で具体的に記述してください。」とありますが、何を具体的に記載するのかご教示願います。 (例) 構成員企業の記載内容、協力企業も含む等	事業者提案とします。
374	提出書類作成要領および様式集	35	第5					【様式3-I-3-②】 ISO認証書は構成員が対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	提出書類作成要領および様式集	35	第5					【様式3-I-4】 業務工程書は全体工程および設計・土木・建築・機械・電気について添付するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
376	提出書類作成要領および様式集	35	第5	様式3	I	3	②	「募集要項で示した要件を満足するものを同種業務実績として評価する」とありますが、同種業務実績とは、募集要項に記載されている企業参加資格「10,000m ³ /日以上の凝集沈殿池および急速ろ過池の新設および更新工事の実績」を指している認識でよいでしょうか。 また、凝集沈殿池と急速ろ過池の実績を保有する者の工事実績職務が監理技術者・現場代理人・担当技術者のいずれでも評価対象となるでしょうか。 さらに、現場代理人予定者の工事実績が凝集沈殿池もしくは、急速ろ過池のいずれかであって、監理技術者予定者の工事実績が、現場代理人実績と重複しない沈殿池もしくは、急速ろ過池実績を保有している場合は、評価対象と考えてよろしいでしょうか。	前段：募集要項P22 (イ) - d の要件を指します。 中段、後段：評価内容の詳細は、非公表とします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目					内容	回答
377	提出書類作成要領および様式集	36	第5	様式3	I	3	②	秋田市内企業の機械器具設置工事の技術者要件については、主任技術者の配置でも良いのでしょうか。若しくは監理技術者の配置に限定されるものでしょうか。	監理技術者制度運用マニュアルを遵守してください。
378	提出書類作成要領および様式集	48	第5					【様式3-Ⅲ】 排水池の清掃排泥は天日乾燥床へ運搬するとの理解でよろしいでしょうか。	既設の運用は、ご理解のとおりです。 新仁井田浄水場の清掃時の排泥方法は、事業者提案とします。
379	提出書類作成要領および様式集	64	第5	様式3	V	1		「全ての下請け工事費に対する市内企業への発注割合」とありますが、対象となる「下請け工事」は1次下請工事までとし、1次下請け工事費に対する市内企業への発注割合を提示するとの理解でよろしいでしょうか。	対象となる下請け工事費は、市内建設企業への1次下請け工事までとします。市内建設企業の構成員から市内建設企業（1次下請け）への下請け工事費は計上しないでください。 また、「予定発注額割合」は、全ての下請け工事費に対する割合とします。 なお、全ての下請け工事費には、募集要項P16の図表14に示す調査業務および設計業務は含まれません。
380	提出書類作成要領および様式集	64	第5	様式3	V	1		添付資料（例）の表に記載のある予定分担額割合および予定発注額割合は何に対する割合でしょうか。	「予定分担額割合」は募集要項P16の図表14に示す建設業務の提案額に対する割合です。 「予定発注額割合」については、No. 379をご参照ください。
381	提出書類作成要領および様式集	65	第5	様式3	V	1		添付資料（例）の表に記載のある予定調達額割合は何に対する割合でしょうか。	「予定調達額割合」は、募集要項P16の図表14に示す建設業務に係る全ての資機材購入費に対する割合です。
382	提出書類作成要領および様式集	64						様式3-V-1で、添付資料（例）の各表については、様式の本文内に挿入し、A4版6ページ以内に含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
383	提出書類作成要領および様式集	69						添付資料一覧表に関し、「連番とする」とされているページについて、様式ごとの連番とさせていただきますでしょうか。添付資料が数千ページに及ぶ場合、ページ数の多少の変更により番号が変わるためです。	構いません。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
384	提出書類作成要領および様式集	全般					添付資料に付いては、枚数制限は無いと理解してよろしいでしょうか。	様式に「添付資料」と記載された資料のうち、以下の資料は各様式の本文内に挿入し、指定枚数以内に収めてください。 ①様式3-I-2-(1)のコンソーシアム関係図 ②様式3-I-4の業務工程表 ③様式3-V-1の市内建設企業の分担工事額、全ての下請け工事費に対する市内企業への発注割合、全ての資機材購入費に対する市内企業からの調達割合 上記以外の資料は、様式3-VIIIに記入し添付してください。枚数制限はありません。
385	提出書類作成要領および様式集	70	第5	様式3	IX		セルフチェックリストの内、例えば第1-3-(6)-事業者の業務範囲-「調査の説明会等実施支援を行うこと」のように、入手後対応すべきものや、他に詳細設計時に対応すべきものについては、「入手後に対応いたします」や「詳細設計時に対応いたします」の対応内容表記で、提案書・様式ページは「-」等の表記でよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
386	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	第1条	第11項			建設企業は特定建設工事協同企業体（建設JV）を設立するとありますが、本契約における「建設企業」とは土木、建築、機械設備および電気設備工事を担当する企業を指すように解釈しえます。一方、募集要項15頁では、（建設企業に設計企業を加えた）「コンソーシアム」が「建設JVを設立する」とあります。建設JVを組成する企業はどのように理解すればよろしいでしょうか。	設計業務のみを行う設計企業は建設JVの構成員にはなりません。
387	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	第1条	第14項			本項において、設計業務の責任は設計企業が、その他一切の業務は建設JVが請け負うとあります。そのため、第63条の違約金等が設計業務完了後に発生した場合、設計企業はその支払い義務を負うものではないと理解して問題ないでしょうか。	設計業務完了後であっても、契約不適合など、設計業務の義務・債務の履行責任は設計企業が負うものとご理解ください。
388	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	第1条	第12, 14項			14項記載の設計業務（設計企業）とその他一切の業務（建設企業）を切り分けているように思われますが、一方12項は発注者から受注者側全体に対して（代表者を通じて）行為が行われると記載されています。行為効果の帰属先を14項に合わせて、区分する必要があるのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。 12項は「行為」について述べたものであり、これには、法律行為（意思表示）と事実行為を含みます。14項は、「債務、義務又は責任」であり、「行為」を示すものではありません。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
389	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	第1条	第12項			「甲は、この契約に基づく全ての行為を代表企業に対して行うものとし、・・・」とありますが、コンソーシアムの代表とは別に建設JVの代表を立てる場合に、本契約の修正特約などで齟齬する条項を一部修正することは可能でしょうか。	本条項について修正は考えておりません。
390	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	第1条	第12項			「甲は、この契約に基づく全ての行為を代表企業に対して行うものとし、・・・」とありますが、本契約書案の代表企業とはコンソーシアムの代表者を指すのか。それとも建設JVの代表を指すのでしょうか。	コンソーシアムの代表者を指します。
391	設計及び建設工事請負契約書(案)	3	第1条	第12項			「甲は、この契約に基づく全ての行為を代表企業に対して行うものとし、・・・」とありますが、ここ言う代表企業は、調印欄の(代表者)のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	設計及び建設工事請負契約書(案)	4	第1条	第14項			建設企業の共同企業体協定書について、「別途甲の承諾を得たうえで提出される」となっていますが、共同企業体協定書は貴局指定書式のものがあるということでしょうか。また、具体的な承諾取得手続きについてご教示をお願いします。	前段：国土交通省の示す様式等を参考にしてください。 後段：具体的な承諾手続きは、契約前に示します。
393	設計及び建設工事請負契約書(案)	4	第4条	第1項			甲の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合には、本条とは別に損害賠償請求をすることが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	設計及び建設工事請負契約書(案)	5	第4条	第2項			2項に基づいて第三者へ損害及んだ場合は、設計企業へは責任が生じないものと考えてよろしいでしょうか。	設計業務の履行について設計企業が善管注意義務を怠った場合は、設計企業が責任を負担します。
395	設計及び建設工事請負契約書(案)	5	第4条	第2項			本項記載の「善良な管理者の注意義務を怠った」(いわゆる善管注意義務違反)とは、本契約書上にて「善良な管理者の注意」との定めがある規定(第14条第1項、第20条第3項、第30条第8項、第31条第2項等)への違反を意味するとの理解でよろしいでしょうか。	本件業務全般について善管注意義務があり、それに違反した場合としてご理解ください。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
396	設計及び建設工事請負契約書(案)	5	第5条				契約期間中の法令変更について、乙が甲に報告する規定となっていますが、甲が法令変更により受ける影響もあることを考慮すると、契約当事者双方が相手方に報告する内容に修正していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
397	設計及び建設工事請負契約書(案)	5	第5条	第4項			本項による解除の効果として適用されることになる条項としては、第62条、第65条、第66条であるとの理解で相違ございませんでしょうか。	第62条は適用されませんが、第65条、第66条については、特に具体的な特定の解除の場合に限定する趣旨の項（例えば、第66条第4項の「第60条から第60条の3まで又は第63条第2項の規定による解除にあつては」等）以外については、第5条第4項の解除についても適用されます。
398	設計及び建設工事請負契約書(案)	6	第6条				契約保証金は設計企業と建設企業が別々に納付するのでしょうか。その場合はそれぞれの契約金額の10分の1の金額と考えてよろしいでしょうか。	コンソーシアムの代表者が納付してください。
399	設計及び建設工事請負契約書(案)	7	第8条	第2項			技術提案に関わる内容については、会社の独自のノウハウのため該当しないという認識でよろしいでしょうか。	技術提案に関するかどうかにかかわらず、同項が適用されます。
400	設計及び建設工事請負契約書(案)	8	第9条	第1項			（一括委任又は一括下請負の禁止等）において「乙は、本件業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する本件業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。」とありますがコンソーシアムを構成する各業種の企業を対象としているのでしょうか。	第三者とは、コンソーシアムを構成する企業以外です。
401	設計及び建設工事請負契約書(案)	8	第9条	第2項			第三者への委託について、「募集要項等に示した部分は不可」とありますが、募集要項等のどの部分が該当するか、具体的にご教示ください。	現時点では特にありません。
402	設計及び建設工事請負契約書(案)	8	第9条	第3項			「甲が募集要項等において指定した軽微な部分」とは具体的にどの部分を意味するのかご教示をお願いします。	現時点では特にありません。 個別の事案を勘案して協議および決定します。
403	設計及び建設工事請負契約書(案)	9	第10条				豊岩浄水場は躯体を残した状態で機械設備、電気設備の改造工事を行う必要がありますが、特許権等の明示をしていただけているとの認識でよろしいでしょうか。	改造工事の工事材料、履行方法等については指定していないため、特許権等の明示はしていません。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
404	設計及び建設工事請負契約書(案)	9	第10条	第2項			第2項の適用について、第1項但書の場合は適用から除かれるものとの理解でよろしいでしょうか。また、あわせてその旨明示をお願いいたします。	契約締結時、第2項に次を加えます。「ただし、前項ただし書きに該当するときは、この限りではない。」
405	設計及び建設工事請負契約書(案)	9	第10条	第3項	二号		本号後段（損害の賠償）の適用について、第1項但書の場合は適用から除かれるものとの理解でよろしいでしょうか。また、あわせてその旨明示をお願いいたします。	契約締結時、第2項に次を加えます。「ただし、前項ただし書きに該当するときは、この限りではない。」
406	設計及び建設工事請負契約書(案)	11	第14条				調査結果により、設計建設工事履行上の問題が確認された場合の対応は「別紙4リスク分担表」に則って対応するとの理解でよろしいでしょうか。	設計及び建設工事請負契約書に従い対応します。
407	設計及び建設工事請負契約書(案)	12	第14条	第2項			「乙は、前項の調査等を実施するときは、甲に連絡し、その承諾を得たうえで、自己の責任および費用において実施するものとする。」とありますが、事業者の責によらない追加調査の費用は調査実施前に協議いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	設計及び建設工事請負契約書(案)	13	第17条	第2項			コンソーシアムの代表企業を建設企業の1社が担う場合、当2項の内容は第1条12項の例外として認識すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
409	設計及び建設工事請負契約書(案)	14	第22条	第2項			「募集要項等に定めるところにより」とは具体的に何を指しますでしょうか。	募集要項等の定義については、定義集の2をご参照ください。それら全てに適合していることの検査をするという趣旨となります。
410	設計及び建設工事請負契約書(案)	14	第22条	第6項			設計の不適合によって工事が着手できない事象が生じた場合でも建設企業が実施する責任を負うというのは、事業として設計企業と建設企業が一体的な責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	設計企業は募集要項等および本件提案に基づいた設計成果物とする責任があり、建設企業は募集要項等および本件提案に基づいた建設業務を行う必要があり、これが第2項、第5項により免除されるわけではないという趣旨となります。
411	設計及び建設工事請負契約書(案)	15	第24条	第2項			(近隣住民に対する説明および環境対策等)において、「合理的な範囲で必要な対策」とありますが、第52条(条件変更)1項四号・五号に該当する場合は甲側の負担として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
412	設計及び建設工事請負契約書（案）	15	第24条	第2項			（近隣住民に対する説明および環境対策等）において、「（反対運動等に対する対応を含む。）」とありますが、本施設の設置に関する住民反対運動による増加費用は甲側の負担としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
413	設計及び建設工事請負契約書（案）	16	第24条	第7項			「甲の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない」とありますが、調整に際しては、事前に乙の意見を確認するために協議していただけるという理解でよろしいでしょうか。	状況にもよりますが、基本的には可能な限り協議を行います。
414	設計及び建設工事請負契約書（案）	16	第25条	第5項	一、二号		浄水場の運用上または特殊車両による夜間の資機材の搬入が必要など原則工事を施工しないとして記載されている日又は時間帯にやむを得ず施工が必要となる際には、甲乙にて協議のうえ施工の許可をいただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
415	設計及び建設工事請負契約書（案）	16	第26条	第1項	二号		機械企業の監理技術者の保有資格としては、募集要項における建設企業の参加資格要件である（イ）d の工事実績に記載の建設業種【水道施設工事もしくは機械器具設置工事】と考えるよろしいでしょうか。	監理技術者の業種（水道施設工事、機械器具設置工事等）に指定はありませんが、当該業種に精通した人を配置してください。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
416	設計及び建設工事請負契約書（案）	16	第26条	第1項	二号		<p>①今回の建設工事における主任（監理）技術者配置の考え方について国土交通省発行の監理技術者制度運用マニュアルでは発注者との協議により認められた場合には監理技術者の途中交代も可能とあります。本建設工事の機械企業請負範囲については、工場製作期間を有する工事であるため、工場製作から現場施工へ工事が移行する時点での技術者の途中交代は、可能と考えてよいでしょうか。</p> <p>②途中交代が可能な場合の監理技術者制度運用マニュアルによれば、工場製作期間は「非専任」現場施工期間は「専任」での技術者配置となりますが、このような考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③その場合、工場製作期間と現場施工期間それぞれの建設業務実施体制を記述報告とし、参加申請書面3-I-3-②には、専任配置となる現場施工期間の技術者に関する事項を提出することによろしいでしょうか。</p> <p>④工場製作期間と現場施工期間に別の技術者を配置した場合、施工実績の評価については、それぞれの期間について評価いただけるものとの認識でよいでしょうか。</p>	<p>①可能です。</p> <p>②ご理解のとおりです。</p> <p>③④No. 372参照</p>
417	設計及び建設工事請負契約書（案）	21	第34条	第2項			<p>「募集要項等に定めるところにより」とは、要求水準書第2の5（建設業務）の(2)（61頁）を指しますでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
418	設計及び建設工事請負契約書（案）	22	第34条の2	第1項			<p>「甲は・・・出来形部分を最小限度破壊して検査することができる」とありますが、破壊する範囲および検査方法については甲乙の協議によって決定すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
419	設計及び建設工事請負契約書（案）	24	第37条	第2項			<p>賠償金額算定に係る%が●になっているため、具体的な数値又は設定根拠をご教示ください。</p>	<p>契約時（令和5年2月予定）における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率となります。</p>
420	設計及び建設工事請負契約書（案）	24	第37条	第2項			<p>「年●%の割合」とありますが、%について具体的な数値をお示し下さい。</p>	<p>No. 419参照</p>

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
421	設計及び建設工事請負契約書(案)	24	第37条	第2, 3項			履行不能の場合、解除された場合の計算基準となる遅延日数の定義と計算式をご教授ください。	No. 419参照
422	設計及び建設工事請負契約書(案)	24	第37条	第2項			賠償金の額は、遅延日数に応じ年●%の割合で計算した額とありますが、具体的な%をご教示願います。	No. 419参照
423	設計及び建設工事請負契約書(案)	24	第37条	第2, 3項			年●%の割合で計算した額とありますが、●部分については、いつ頃決定するのでしょうか。また乙と協議して決定する内容と理解してよろしいでしょうか。	No. 419参照
424	設計及び建設工事請負契約書(案)	24	第37条				1項に履行不能の記載もありますが、2項については履行不能の場合の適応ができないのではと思われませんが、どのように解釈したらよろしいでしょうか。	第1項で不可抗力により履行不能である場合は、第2項の対象とはならないものをご理解ください。
425	設計及び建設工事請負契約書(案)	24	第37条	第3項			本項に該当する場合、本項所定の遅延利息の支払いを甲に請求できるとともに、その他の損害については甲に賠償を請求することができる、という理解でよろしいでしょうか。	本項に該当する場合には、遅延利息のみをご理解ください。
426	設計及び建設工事請負契約書(案)	24	第38条	第1項			不可抗力について、天災等（募集要項等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）とありますが募集要項等で基準を定めたもの（不可抗力の定義）について具体的にご教示願います。	現時点では特にありません。
427	設計及び建設工事請負契約書(案)	25	第38条	第4項			「契約金額の100分の1」に関して、設計と工事で別々に考えるのでしょうか。それとも案件全体で考えるのでしょうか。	全体の契約金額の100分の1です。
428	設計及び建設工事請負契約書(案)	25	第38条	第6項			請負代金額の100分の1を超える額から差し引かれるのは、甲が既に負担した額であり、乙の負担額は、不可抗力が数次にわたる場合であっても、総額で請負代金額の100分の1まで、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
429	設計及び建設工事請負契約書(案)	28	第44条	第1項	二号		乙が契約義務を履行しないとき前払金を返還しなければならないとありますが、その不履行は乙の責めに基づくものに限定していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
430	設計及び建設工事請負契約書（案）	31	第51条	第2項			賃金又は物価の変動において、1.5%を超えた場合、施工費の変更を応じるとありますが、本事業の整備期間中数年間継続して変動があった場合においても整備期間中累積して1.5%を超えた場合も施工費の変更に応じて頂きたい。	原案のとおりとします。
431	設計及び建設工事請負契約書（案）	31	第51条	第3項			物価変動に関しては、物価指数等に基づき定めるとの表記ですが、性能発注による建設工事において物価変動を適切に反映できるものとして、建設デフレータ値があります。他のPPP事業でも採用されております。本事業における物価指数等とは、建設デフレータ値との理解でよろしいでしょうか。	当該請求のあった日における物価指数等を総合的に考慮し、協議して定めます。
432	設計及び建設工事請負契約書（案）	31	第51条	第3項			「請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき」とありますが、物価指数等とは、公共工事設計労務単価、秋田県土木工事標準積算基準書等との理解でよろしいでしょうか。	No. 431参照
433	設計及び建設工事請負契約書（案）	31	第51条	第3項			物価指数等に基づき甲乙協議して定める。とありますが、具体的な物価指数についてご教示願います。	No. 431参照
434	設計及び建設工事請負契約書（案）	31	第51条				本条に基づき請負代金額の変更には、議会の議決は必要になりますでしょうか。必要になる場合、議決の可否に係るリスクは甲が負担する（乙に生じた損害を甲が賠償する）という理解でよろしいでしょうか。	議決事項ではありません。
435	設計及び建設工事請負契約書（案）	32	第52条	第4項	二号		「提示条件については甲が行い、その余は乙が行う」とありますが、「乙が行う」「余」とは具体的にどのような行為を想定しているのかご教示ください。	募集要項等のうち提示条件以外という趣旨です。募集要項等の定義は定義集の2をご参照ください。
436	設計及び建設工事請負契約書（案）	32	第52条	第5項			本項に基づき、工期・請負代金額を変更し、かつ、乙の損害に係る費用を負担する場合はありうるという理解でよろしいでしょうか。	どちらか一方です。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
437	設計及び建設工事請負契約書(案)	33	第53条				甲は募集要項等を変更することができると思いますが、本契約締結以降に公表資料内容を事後的に変更することになり、受注側（乙）にとって不測の事態となることもありますので、第57条と同様に「甲乙協議」の機会をいただけませんか。	原案のとおりとします。
438	設計及び建設工事請負契約書(案)	33	第54条	第1項			「その他乙の責めに帰すことができない事由」には、天候の不良に限らず、「天災等」（第38条第1項）による場合が広く含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
439	設計及び建設工事請負契約書(案)	35	第60条	第1項	七号		「第64条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。」とありますが、第64条は第2項が無く、また、第64条の2第1項も該当することから「第64条又は第64条の2第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。」が正しいとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。契約締結時に修正します。
440	設計及び建設工事請負契約書(案)	35	第60条の2				第7条に記載の「甲の承諾を得た上で、設計企業が設計業務に関する権利義務を譲渡した」場合でも、本契約自体が解除されるのでしょうか。	承諾を得た場合は解除されません。
441	設計及び建設工事請負契約書(案)	36	第60条の3				独占禁止法については、本事業もしくは本事業の公告日から契約締結日までの間に実施される貴局の事業に直接関係して、第1号から第3号に該当した場合に、本項が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	第60条の3に記載のとおり、独占禁止法の関係では、「この契約に関して」第一号から第三号までのいずれかに該当するときには、甲が直ちに契約を解除することができます。
442	設計及び建設工事請負契約書(案)	38	第63条	第1項			参照先の条項として、第59条は不適ではないでしょうか。第61条の間違いはないでしょうか。	ご指摘のとおりです。契約締結時に修正します。
443	設計及び建設工事請負契約書(案)	38	第63条	第1, 3項	一号		1項1号「第60条、第60条の2又は第59条の規定により本件成果物の完成前にこの契約が解除されたとき」と規定し、また同条第3項は、「第59条の規定により、この契約が解除された場合」と規定されておりますが、第59条は「業務の中止」について定めた規定であり、「解除」についての定めはありません。したがって、この「第59条」の記載は誤記と思われるのですが、いかがでしょうか。	No. 442参照

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
444	設計及び建設工事請負契約書(案)	38	第63条	第1項	一号		「第59条の規定により…この契約が解除された」とありますが、第59条では解除の定めはありません。「61条」の誤記でしょうか。	No. 442参照
445	設計及び建設工事請負契約書(案)	38	第63条	第3項			「(第59条の規定により、この契約が解除)」される旨の定めは同条にはありません。「第59条」とあるのは誤記ではないでしょうか。	No. 442参照
446	設計及び建設工事請負契約書(案)	38	第63条	第1項			「契約金額の10分の1」に関して、設計と工事で別々に考えるのでしょうか。それとも案件全体で考えるのでしょうか。	全体の契約金額の10分の1です。
447	設計及び建設工事請負契約書(案)	40	第66条	第3, 4, 5項			「年●%の割合」とありますが、%について、具体的な数値をお示し下さい。	契約時（令和5年2月予定）における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率となります。
448	設計及び建設工事請負契約書(案)	40	第66条	第3, 4, 5項			年●%の割合で計算した額の利息を付した額とあります具体的な%をご教示下さい。	No. 447参照
449	設計及び建設工事請負契約書(案)	40	第66条	第3, 4, 5項			年●%の割合で計算した額につきまして、●部分については、いつ頃決定するのでしょうか。また乙との協議にて決定する内容と理解してよろしいでしょうか。	No. 447参照
450	設計及び建設工事請負契約書(案)	42	第69条				「審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがない」ことが明らかであるときには、直接仲裁に付すことも想定されますでしょうか。それとも、状況の如何に関わらず、審査会のあつせん又は調停を経ることを必要とする趣旨でしょうか。	原案どおりで、一方又は双方が見込みがないと認めるときは、仲裁合意書に基づき審査会の仲裁に付します。
451	設計及び建設工事請負契約書(案)	-	契約者押印ページ				「●●●●コンソーシアム（以下「乙」という。）の代表者である〔企業名〕（以下「代表企業」という。）および各構成員（次に定める代表企業を含む。）が記名押印」とありますが、ここでいう●●●●コンソーシアムとは、応募グループとして契約行為を実施するのでしょうか。又は応募グループにより結成した設計建設JVとして契約行為を実施するのでしょうか。	コンソーシアムとの契約になります。

募集要項等に関する質問（第一回）への回答

No.	文書名	頁	項目				内容	回答
452	設計及び建設工事請負契約書(案)	-	契約者押印ページ				「●●●●コンソーシアム（以下「乙」という。）の代表者である〔企業名〕（以下「代表企業」という。）および各構成員（次に定める代表企業を含む。）が記名押印」とあり、第1条12項の記載されている「甲は、この契約に基づく全ての行為を代表企業に対して行うもの」とありますが、応募に係る参加手続きを実施する応募グループの代表企業が、契約上における乙の代表企業と同一企業であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
453	設計及び建設工事請負契約書(案)	契約書(案)2枚目					「仁井田浄水場等整備事業～3頁および4頁にて定義される」とありますが、「3頁および4頁」ではなく「1頁および2頁」との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。契約締結時に修正します。
454	その他						受領資料(CD版)のうち、13_豊岩幹線完成図で鮮明なものはないでしょうか。	該当資料の閲覧は終了しました。
455	その他						受領資料(CD版)のうち、17_御野場本管その2完成図(仁井田中新田線配水管整備工事完成図)に示される御野場本管DIPφ350(S51)の完成図面をご提供いただけないでしょうか。	該当資料の閲覧は終了しました。
456	その他						21年9月の見学会代替資料のうち、第4期拡張送水管敷設工事(手形山送水管)の完成図書の文字が潰れて判読できないため、明瞭な図面を頂けますか。	該当資料の閲覧は終了しました。
457	その他						浄水の処理プロセスに影響しない分野で、クラウドシステムを活用する提案は可能でしょうか。	クラウドシステムを活用する提案は認めません。
458	その他						貴市がクラウドシステムを利用する際にご負担いただくサービス利用料は、本DB事業範囲外となりますが、サービス利用契約を本事業の設計建設請負工事契約とは別に締結することはお認め頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 457参照